

第3次京田辺市男女共同参画計画 改訂（案）

京田辺市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 男女共同参画をめぐる近年の動向	3
3 計画の性格と位置付け	8
4 計画の期間	9
5 計画の改訂方法	9
第2章 京田辺市の現状と課題	10
1 統計資料等からみる市の現状	10
2 市民意識調査等の結果からみる市の現状	14
3 第3次計画の中間評価	26
4 男女共同参画推進の課題	27
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の枠組み	31
2 計画における基本理念	32
3 計画がめざす男女共同参画社会	33
4 基本目標	35
5 基本目標における数値目標	36
6 計画の体系	37
第4章 基本目標の達成に向けた施策展開	38
基本目標1 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透	38
基本目標2 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現（女性活躍推進計画）	45
基本目標3 共に支え合い活躍することができる地域の実現	57
基本目標4 安全・安心で健やかな暮らしの実現	64
第5章 計画の効果的な推進に向けて	75
1 計画の周知	75
2 市民や関係機関との連携・協力	75
3 総合調整機能の充実	76
4 施策の進行管理・評価	76

第1章 計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨・背景

国は、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法¹」を制定し、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することのできる「男女共同参画社会²」の実現を、21世紀における最重要課題としています。

この男女共同参画社会基本法に基づいて、2000年（平成12年）には「男女共同参画基本計画³」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的・体系的に施策を整備・展開することが目指されています。その後、5年ごとに男女共同参画基本計画は見直されており、2020年（令和2年）12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第5次男女共同参画基本計画では、目指すべき社会として、次の4つが掲げられています。

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs⁴で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

¹ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年（平成11年）6月23日公布・施行された。

² 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

³ 男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされている。また、都道府県及び市町村も男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることとされている。

⁴ SDGs（Sustainable Development Goals）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール、169のターゲットから構成される。

また、2015年（平成27年）8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律⁵」（以下、「女性活躍推進法」という。）が成立し、就学前児童や小学生の保育の充実、「女性のチャレンジ応援計画」の取組の推進、企業における女性の活躍状況の「見える化」の推進などのさまざまな取組が進められています。こうした取組により女性の就業率は飛躍的に上昇している一方で、収入や正規雇用率などの雇用分野における性差は依然としてあり、仕事と家庭生活との両立の難しさなど、取り組むべき課題は多く顕在化しています。

国連においては、2015年（平成27年）9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が合意され、一人ひとりが多様性を認め合い、それぞれが持つ個性や能力を発揮して、あらゆる分野で共に参画し、活躍しやすいまちづくりを推進していくことが求められています。

本市においては、2002年（平成14年）3月に「京田辺市男女共同参画計画」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けたさまざまな取組を推進してきました。2010年（平成22年）10月には、男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層進めていくため「京田辺市男女共同参画推進条例」を施行し、この条例に基づいて、2011年（平成23年）3月には「第2次京田辺市男女共同参画計画」を策定し、市民・事業所・市民団体教育に携わる方等との連携・協力の一層の推進を図っています。2016年（平成28年）3月には「女性活躍推進法」の制定などの社会情勢の変化を踏まえ、「第2次京田辺市男女共同参画計画（改訂版）」（以下、第2次計画という。）を策定し、男女共同参画の取組を総合的に推進する体制を整えています。

現計画である「第3次京田辺市男女共同参画計画」については、第2次計画が2020年度（令和2年度）をもって計画の終期を迎えることから、国の第5次男女共同参画基本計画や京都府計画、社会情勢の変化、本市の現状などを踏まえ2021年（令和3年）3月に「第3次京田辺市男女共同参画計画」を策定したものです。

⁵ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の権利が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的として、2025年（令和7年）6月に改正された。

(1) 世界の動き

2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連加盟193か国の全会一致で採択されました。2030アジェンダでは、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、17のゴール・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられており、地球上の「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことが誓われています。



SDGsでは、目標5に「ジェンダー⁶平等を実現しよう（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント⁷を図る）」が立てられ、教育や経済的資源へのアクセスなど、女性や女児であることを理由に平等な機会を与えられていない状況に終止符を打ち、世界人口の半数を占めるすべての女性及び女児の能力強化を行うことが掲げられています。

また、国連婦人の地位委員会⁸においては、2016年（平成28年）3月（第60回）では「女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性」と「女性及び女児に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止」をテーマに、2018年（平成30年）3月（第62回）では「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」をテーマとした協議等が行われ、女性の地位向上を目指した国際的な取組は継続して積極的に進められています。

⁶ ジェンダー

生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別のこと。男らしさや女らしさといった特定の社会で共有されている価値観などによって形づくられる、男女の役割やその相互関係を含む意味合いを持つ。

⁷ エンパワーメント

力をつけることという意味で、一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を持つこと。

⁸ 国連婦人の地位委員会

1946年（昭和21年）6月に国連経済社会理事会の機能委員会のひとつとして設置された。政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、国連経済社会理事会に勧告・報告・提案等を行うこととなっており、国連経済社会理事会はこれを受けて、総会に対して勧告を行う。

しかしながら、2019年（令和元年）12月に発表された、世界経済フォーラムによる「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数⁹」において、日本は153か国中121位と過去最低の順位となりました。これは政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析して算出される指標で、日本は、特に政治と経済の分野において男女の格差が大きく、男女共同参画において取り組むべき課題は依然として多く残されています。

そして、2025年（令和7年）6月に発表された最新の「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数2025」においても、日本は148か国中118位の低順位となっています。傾向についても令和元年と同様、政治と経済の分野の評価が低くG7（先進7か国首脳会議）の中では最下位です。ジェンダー平等を実現するためには、これらの分野における男女格差の解消のため、さまざまな取組を推し進めていく必要があります。

⁹ グローバル・ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、毎年発表している世界男女格差指数。各国を対象に、政治・経済・教育・健康の4部門について、男女にどれだけの格差が存在しているかを分析してスコア化し、そのスコアを元に各国の男女平等の順位をつけています。

(2) 国の動き

2015年(平成27年)9月に施行された「女性活躍推進法」では、女性の職業生活における活躍の推進に向けて、都道府県や市町村は推進計画を策定することとされています。また、同年4月には「次世代育成支援対策推進法¹⁰」が2025年(令和7年)3月まで10年間延長されており、女性が活躍しやすい環境の整備に向けて、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)¹¹のさらなる推進が強調されています。

2020年(令和2年)7月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」において決定された「女性活躍加速のための重点方針2020」では、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援、各界各層の女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の積極的な後押しと働きかけ、誰もが仕事と育児・介護等の二者択一を迫られることなく経済的に自立しながら働き続けられる環境の整備及び学校教育段階を含む社会全体での意識改革の推進、あらゆる取組において分野横断的な価値としての男女共同参画・女性活躍の視点の確保及び施策への反映などが、女性の活躍を加速するために今後重点的に取り組むべき事項として示されました。

また、災害に強い社会の実現に向けては、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、2020年(令和2年)5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が作成され、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項が示されています。

そして、2023年(令和5年)5月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律¹²」が改正され、保護命令の対象に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加したほか、保護命令制度の拡充や保護命令違反の罰則強化が定められました。

また、2023年(令和5年)6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律¹³」が公布、施行されました。性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする差別はあってはならないという基本理念のもと、国や自治体、企業等に対して多様性の理解の増進を図ることが求められています。

¹⁰ 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境の整備を図るため、国・地方公共団体・事業主の責務を明らかにし、行動計画などを策定することを義務づける法律。2015年(平成27年)3月31日までの時限立法だったが、有効期限が2025年(令和7年)3月31日まで延長され、次世代育成支援対策の実施状況が特に優良な認定事業主に対する新たな特例認定制度が創設された。その後延長され、さらに2024年(令和6年)に改正、有効期限が2035年(令和17年)3月31日まで再延長された。

¹¹ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、多様な生き方が選択・実現できること。

¹² 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

¹³ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現を図ることを目的とする法律。

また、2024年（令和6年）4月には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律¹⁴」が施行されました。この法律では、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった観点が明確に示されています。さらに、国や地方公共団体には、困難な問題を抱える女性を支援するための施策を実施する責任が課されています。また、民間団体と連携し、訪問や巡回、居場所の提供、インターネットの活用など、さまざまな方法で支援を行うことも求められています。

さらに、2024（令和6年）5月に、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律¹⁵」が改正され、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、柔軟な働き方の利用が義務付けられました。

2025年（令和7年）6月に、「女性活躍推進法」が改正され、期限を10年間延長し、2036年（令和18年）3月31日までとするとともに、社員の男女の給与の額の差異及び管理的地位にある社員に占める女性社員の割合の情報公表が義務化されました。

2025年（令和7年）12月現在、「第6次男女共同参画基本計画」の策定に向けた議論が進行中であり、目指すべき社会像として以下の4点が掲げられています。

- ・男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ・男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ・仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ・あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

これらの方向性は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律などの法制度の改正・整備と連動し、見直しされています。

¹⁴ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

性的虐待被害や家庭内の問題、経済的困窮等の困難な問題を抱える女性に対して支援を行うことを目的とする法律。

¹⁵ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにすることを目的とする法律。

(3) 京都府の動き

京都府では、2015年（平成27年）3月、京都における女性の活躍を加速化させるための推進組織として「輝く女性応援京都会議」を発足し、女性が企業等で持てる力を十分発揮できるよう、自主的な行動計画の策定推進、積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、起業・創業の推進の4つを掲げた行動宣言が採択されました。

2016年（平成28年）3月には、女性活躍推進法に基づく「京都女性活躍応援計画」を策定し、「輝く女性応援京都会議」行動宣言の具体化を図っています。

また、男女共同参画社会基本法に基づく都道府県男女共同参画計画としては、2011年（平成23年）3月に「ＫＹＯのあけぼのプラン（第3次）」、2016年（平成28年）3月に「ＫＹＯのあけぼのプラン（第3次）後期施策」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな施策を推進しています。なお、本計画の策定と同時期の2021年（令和3年）3月に「ＫＹＯのあけぼのプラン（第4次）」へ改訂が行われました。

さらに、2024年（令和6年）3月に改訂された「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第5次）」に基づき、被害者自身や周囲による被害への気づきを促進し、地域における身近な相談から保護・社会的自立までの切れ目のない支援の推進を図り、DV¹⁶を容認しない社会の実現をめざしています。そして、2024年度（令和6年度）からは、加害者プログラムの実施に加え、デートDV¹⁷の被害を防ぐための若年男性向けのグループワークの実施、男性相談員による男性相談窓口の開設などの施策を開始しています。それに伴い、加害相談に対応できる相談員の養成にも取り組んでいます。

2025年（令和7年）12月現在、「ＫＹＯのあけぼのプラン（第4次）」の施策の中間見直し検討年度となっており、施策の見直しが進められています。

¹⁶ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者との間でふるわれる暴力のことをいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などもDVに含まれる。

¹⁷ デートDV

DVの中でも特に、交際しているカップル間で起こる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含まれる。

3 計画の性格と位置付け

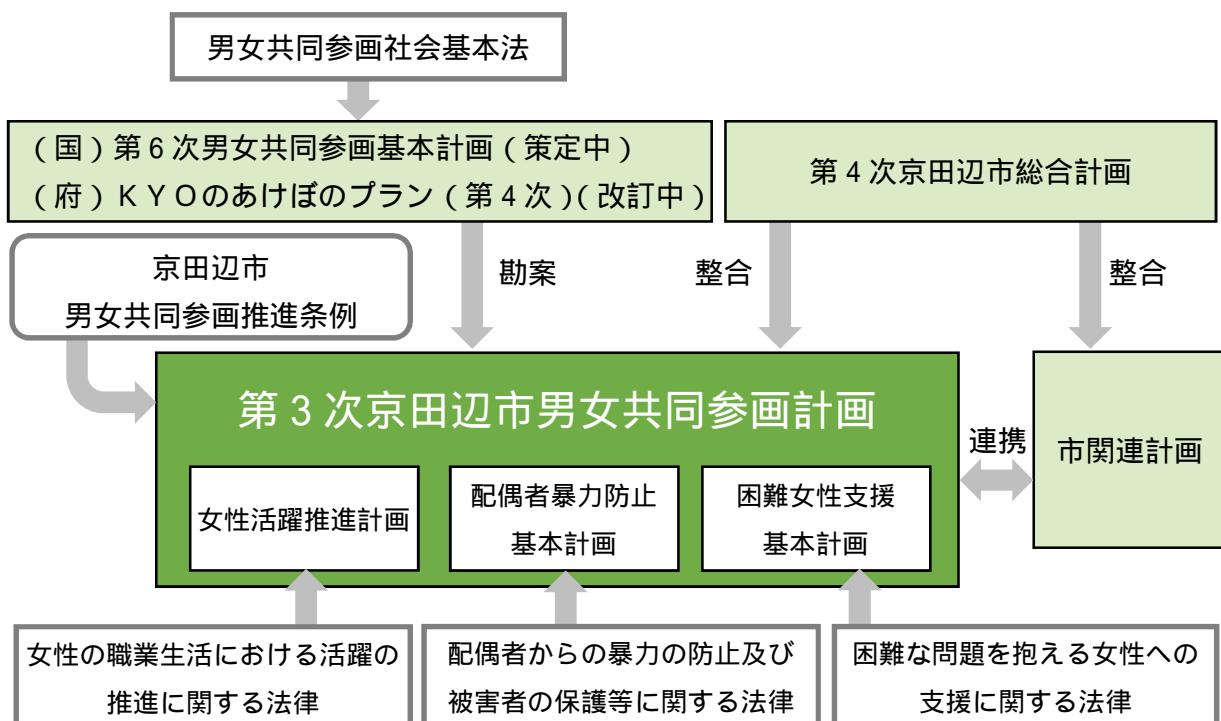
本計画は、「京田辺市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画として位置付けるものです。

また、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」に位置付けられます。

計画の策定にあたっては、「第4次京田辺市総合計画」を踏まえ、国の第6次男女共同参画基本計画（策定中）や府のKYOのあけぼのプラン（第4次）（改訂中）などの目標・課題等を勘案するとともに、市民及び市内事業所を対象としたアンケート調査等による現状を踏まえて策定しています。

なお、本計画の「基本目標2仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現」の部分は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の「市町村推進計画」（以下、「女性活躍推進計画」という。）を包含しています。また、「基本目標4安全・安心で健やかな暮らしの実現」の「（1）あらゆる暴力の防止」の部分は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項の「市町村基本計画」（以下、「配偶者暴力防止基本計画」という。）を包含しています。また、「基本目標4安全・安心で健やかな暮らしの実現」の「（2）困難な問題を抱える女性への支援」の部分は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条3項の「市町村基本計画」（以下、「困難女性支援基本計画」という。）を包含しています。

また、計画の内容は、市民、事業者、関係団体等が相互に連携しながら、行政が行動計画として共有できるように留意しつつ、策定することとします。



4 ➤ 計画の期間

計画の期間は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間です。今回、計画策定から5年を経過したことから、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化、そして目標の達成状況等を踏まえ、見直しを行いました。

5 ➤ 計画の改訂方法

（1）市民意識調査等の実施

本計画の改訂にあたり、市民の男女共同参画や性別による役割分担、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについての現状や課題、今後の方向性、男女共同参画施策についての意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするために市民意識調査、事業所調査を実施しました。

また、今後の取組の検討に向けては、市民によるワークショップ¹⁸の開催や事業所に配置されている男女共同参画推進員へのヒアリングを実施し、市民や地域、事業所での取組に対する意見や提案をいただきました。

（2）パブリックコメントの実施

より幅広く市民の意見を募り計画へ反映するため、パブリックコメントを実施しました。

＜実施期間＞2026年（令和8年）*月*日（*）～2026年（令和8年）*月*日（*）

＜公開場所＞市ホームページ、市公共施設*箇所

＜意見総数＞*件

（3）男女共同参画審議会等による意見聴取

本計画の改訂にあたり、市民等の意見を反映するとともに、市における男女共同参画関連施策を着実に実施するため、2024年（令和6年）7月に公募による市民、学識経験者等で構成する「京田辺市男女共同参画審議会」に諮問を行い、同審議会での審議を重ね、2026年（令和8年）3月に同審議会から第3次京田辺市男女共同参画計画の改訂についての答申がなされました。

¹⁸ ワークショップ

体験型講座のことで、一方的に講座を受けるのではなく、参加者が実際に参加・体験することとして大きな特徴があり、学び・創造、トレーニングや問題解決の場として広く認知されている。

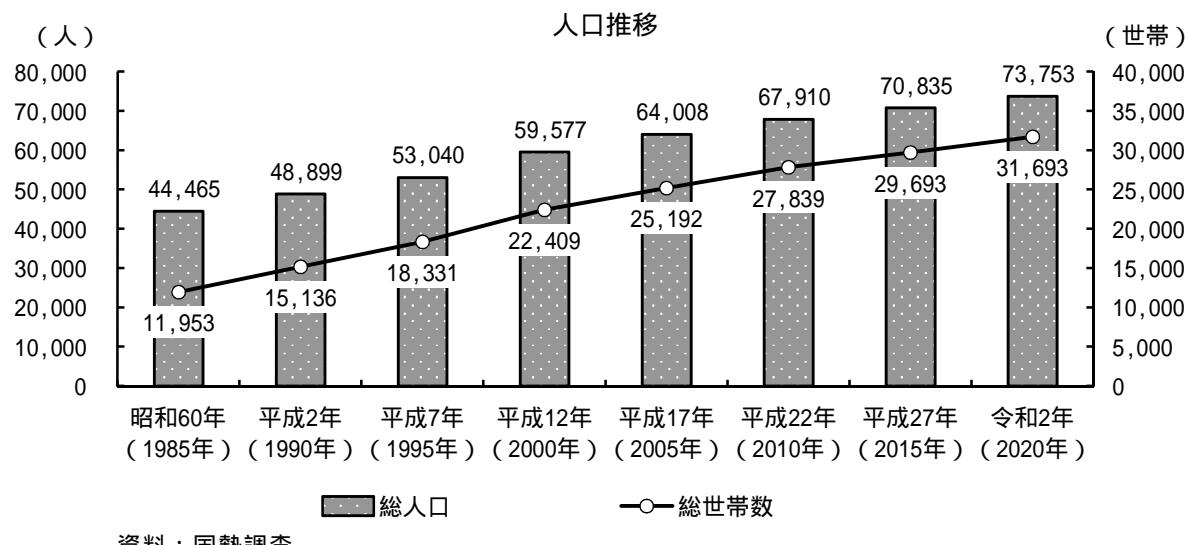
第2章 京田辺市の現状と課題

1

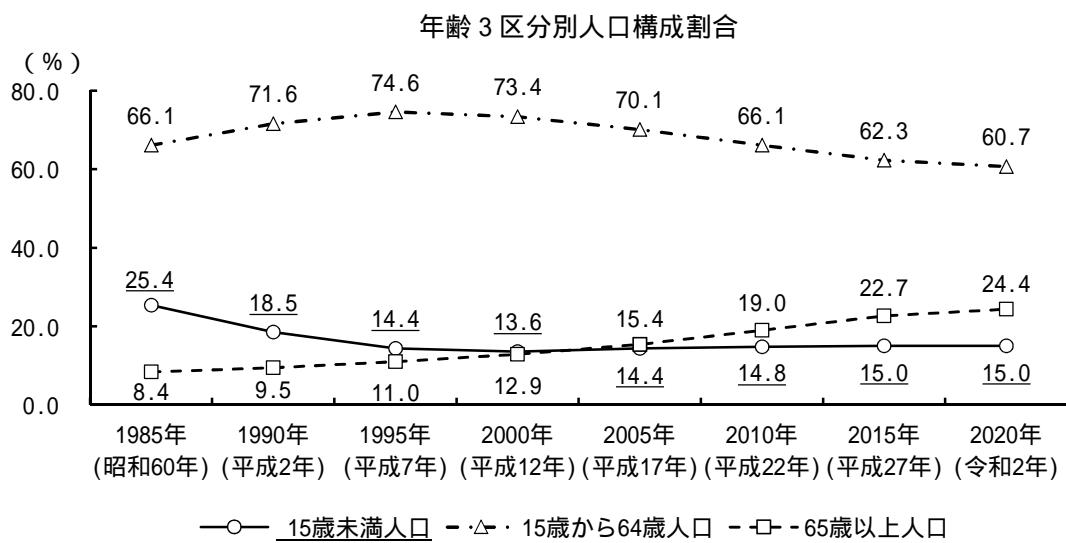
統計資料等からみる市の現状

(1) 人口の動向

人口推移をみると、総人口は年々増加し、2020年(令和2年)で73,753人となっています。また、年齢3区分別人口構成割合の推移をみると、15歳未満人口割合は近年において15%前後で推移しているのに対し、65歳以上人口割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

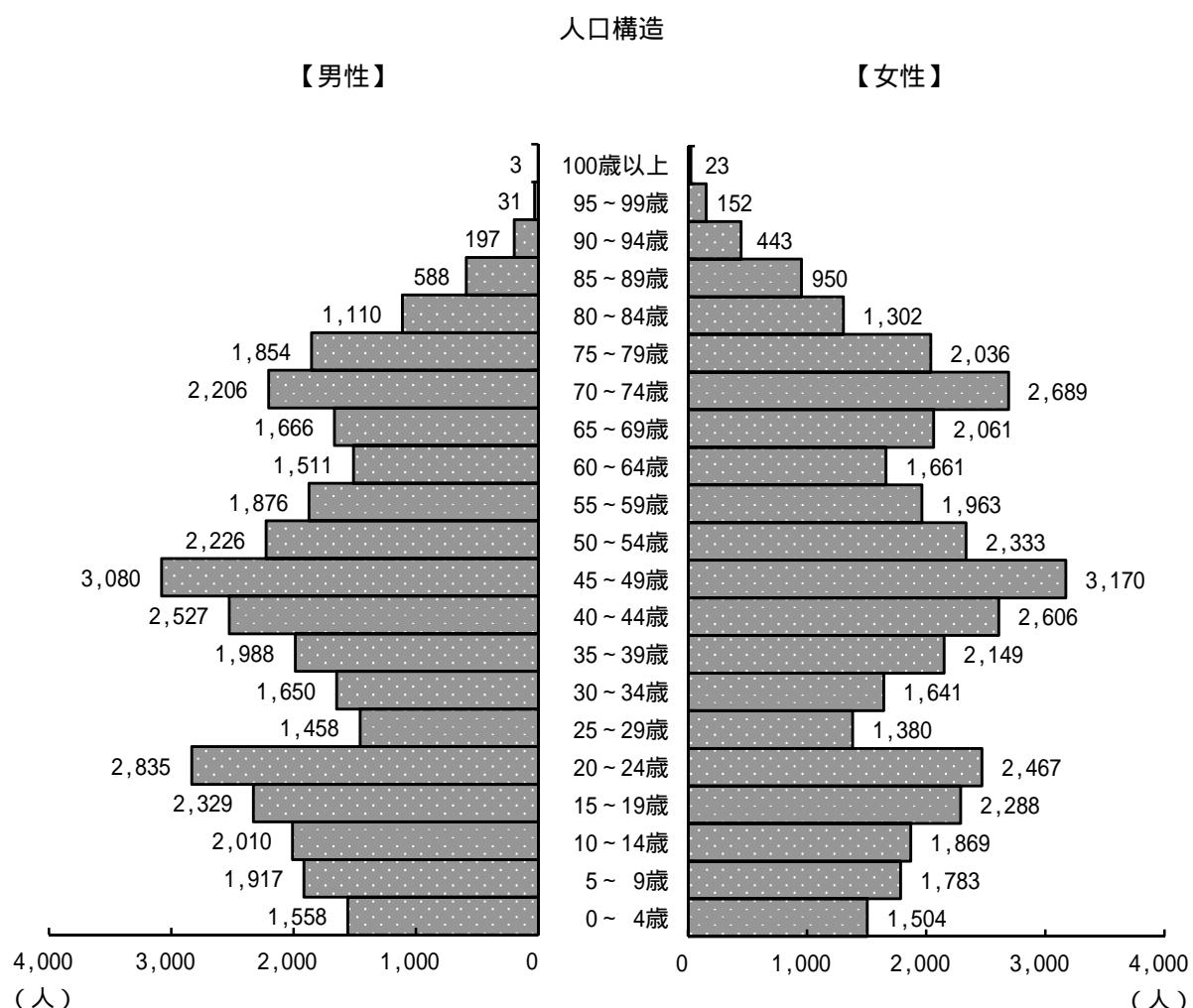


資料：国勢調査



資料：国勢調査

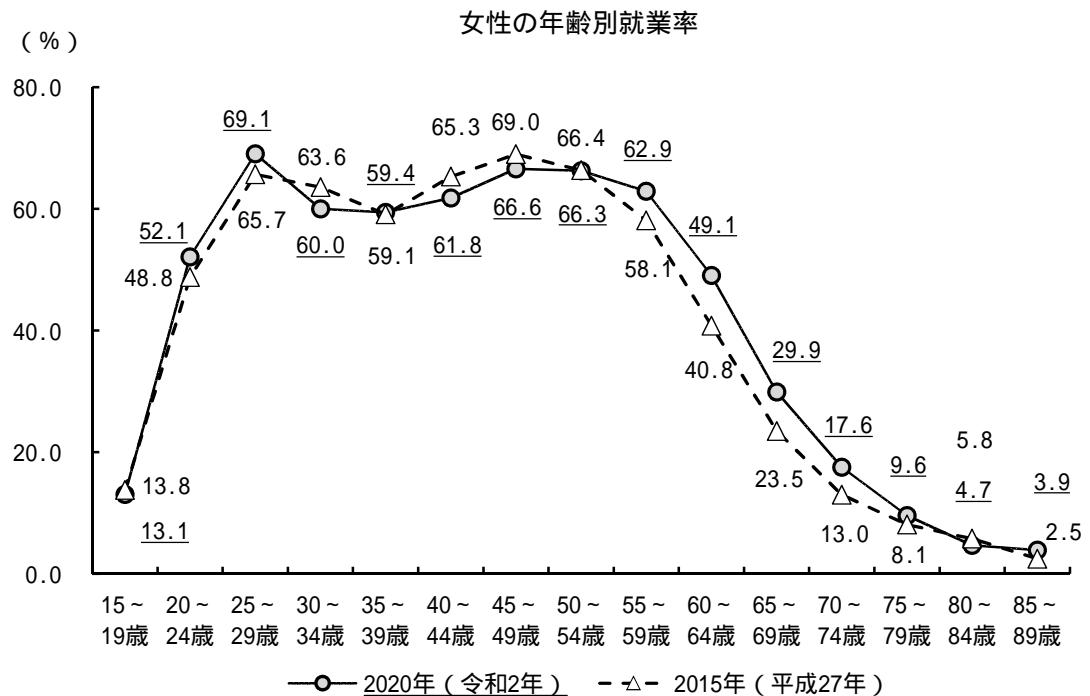
人口構造をみると、70歳代前半の団塊の世代、またその子ども世代である40歳代後半の年齢層が多くなっているものの、大学生の居住による影響もあり、10歳代後半～20歳代前半の人口も多い傾向となっています。



資料：国勢調査（2020年（令和2年））

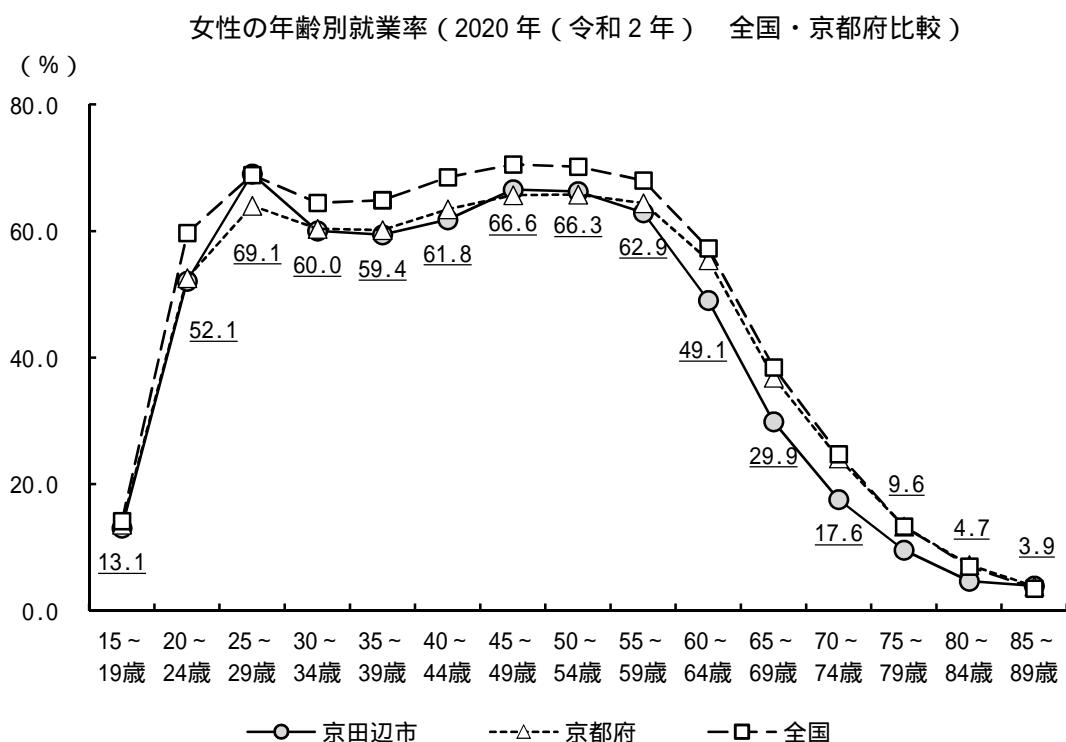
(2) 女性の就労状況

女性の年齢別就業率は、出産・育児期にあたる30～44歳では60%前後となっていますが、55～74歳では前回調査に比べて増加しています。



資料：国勢調査

また、2020年（令和2年）の女性の年齢別就業率を全国、京都府と比較すると、出産・育児期にあたる30～39歳では全国に比べ低くなっていますが、京都府と同様となっています。



資料：国勢調査

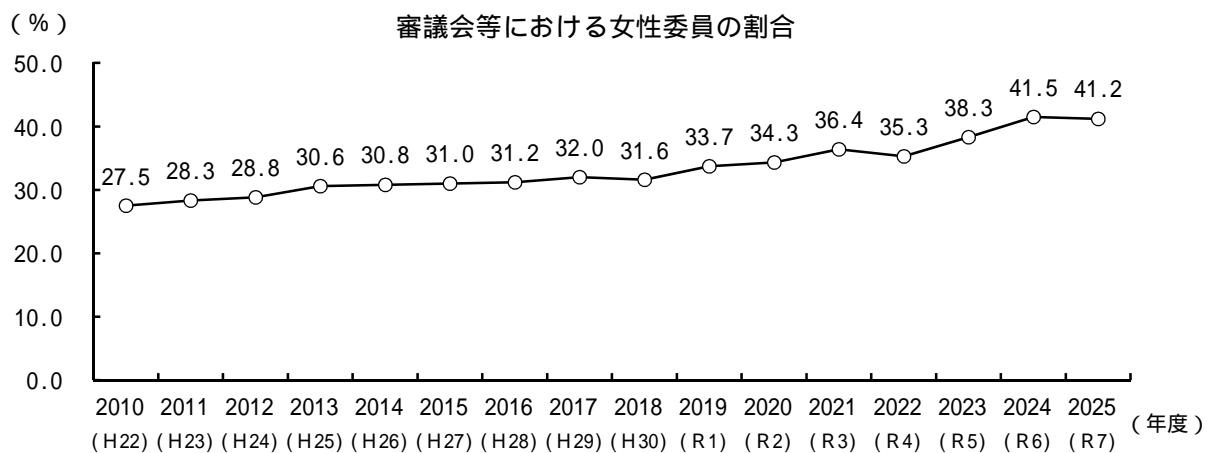
(3) 市の審議会等における女性の参画状況

審議会等における女性の参画状況をみると、2025年度(令和7年度)では審議会等の委員総数981人のうち女性委員は404人と、女性委員の占める比率は41.2%となっています。

	審議会等数	うち、女性委員がいる審議会等数	委員数		
			人	うち、女性委員人	女性委員の割合%
地方自治法第180条の5に基づく委員会等	6	4	31	7	22.6
地方自治法第202条の3に基づく審議会等	47	44	630	227	36.0
その他規則等に基づく審議会等	17	15	320	170	53.1
全審議会等	70	63	981	404	41.2

資料：京田辺市(2025年(令和7年)4月1日)

審議会等における女性委員の割合は、2010年度(平成22年度)以降、上昇傾向となっていますが、依然として女性がいない審議会や女性委員登用率が3割に達していない審議会等もあるという状況です。



資料：京田辺市(各年度4月1日現在)

(1) 調査概要

本調査は、市民や市内の事業所の男女共同参画や性別による役割分担、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについての状況や意識を把握し、「第3次京田辺市男女共同参画計画」（2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）まで）の中間見直しや市のあらゆる施策や計画の基礎資料とするために実施したものです。

・調査対象

市民意識調査：京田辺市在住の18歳以上の男女 各1,500人（計3,000人）

事業所調査：京田辺市内の従業員数10人以上の492事業所

・調査方法：郵送による配布・回収、WEBによる調査

・調査期間：2024年（令和6年）11月15日から2024年（令和6年）12月6日まで

・回収状況

市民意識調査：有効回答数 728人（有効回答率 24.3%）

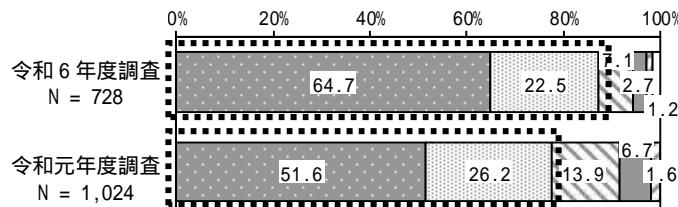
事業所調査：有効回答数 78事業所（有効回答率 15.9%）

(2) 家庭生活について

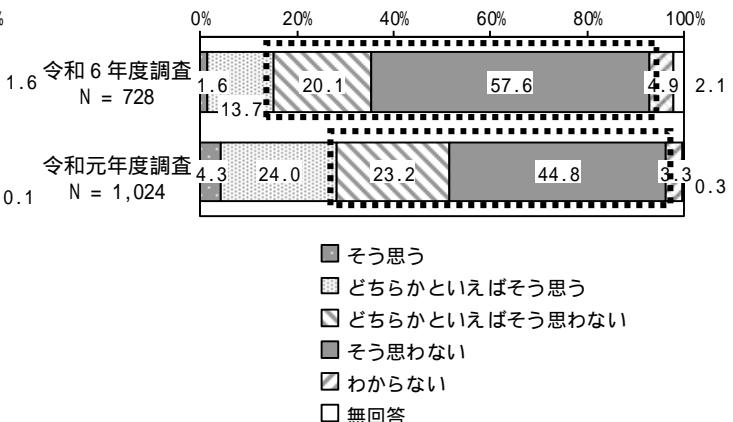
『結婚は個人の自由であるから、してもしなくともどちらでもよい』の考え方では、9割近くの人が“そう思う”（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）と回答しており、若い年代ほど割合が高く、前回調査より増加しています。

『夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい』の考え方では、8割近くの人が“そう思わない”（「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合計）と回答しており、前回調査と比較すると増加しており、結婚観や家庭観への固定観念は減っていることが分かります。

【「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくともどちらでもよい」という考え方について】



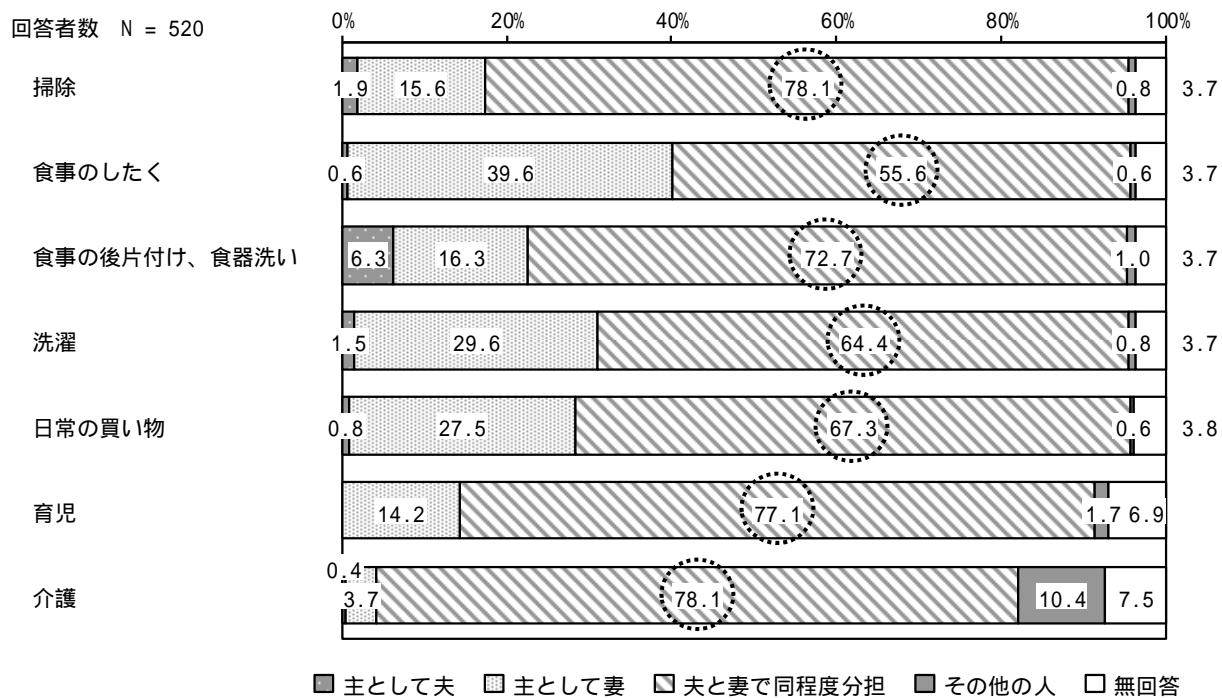
【「夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい」という考え方について感じる割合について】



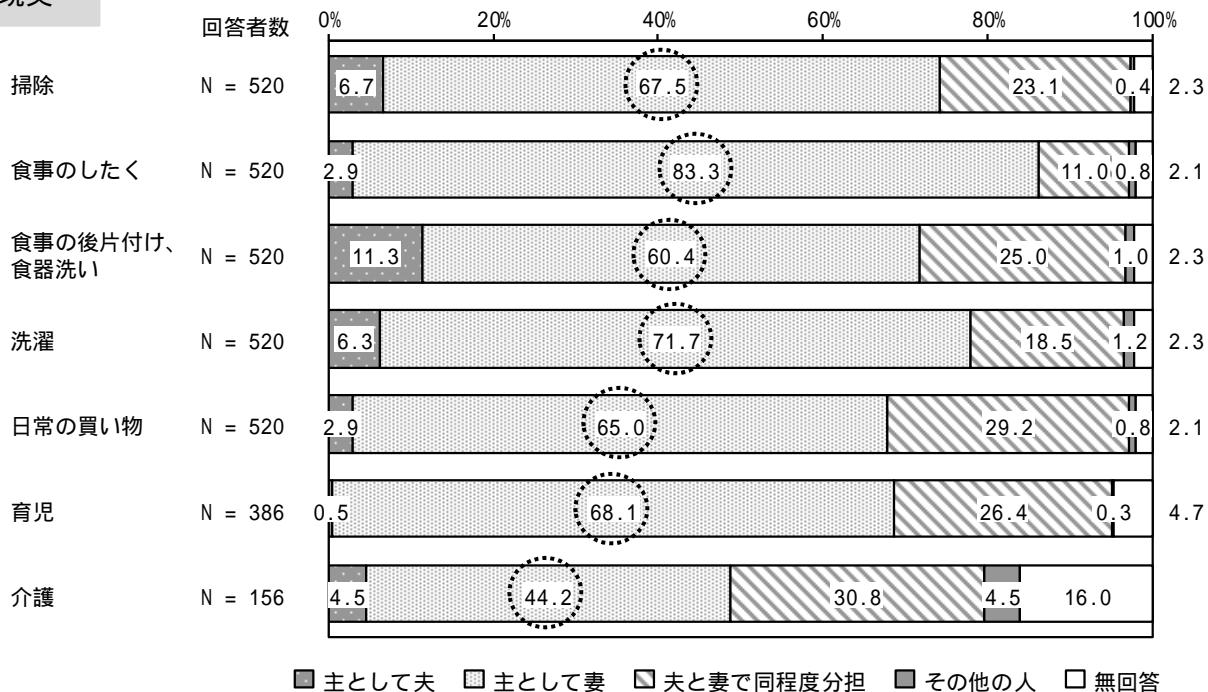
【家庭内の役割分担の理想と現実】

家庭での役割分担の理想では、夫と妻で同程度を望む人が多く、一方で、現状ではすべての項目で主として妻が担当している家庭が多く、夫も妻もフルタイムで働く家庭でも主として妻が担当している場合が大半を占めています。現状と比べると、理想に沿った役割分担になっていない状況がみられます。

理想



現実

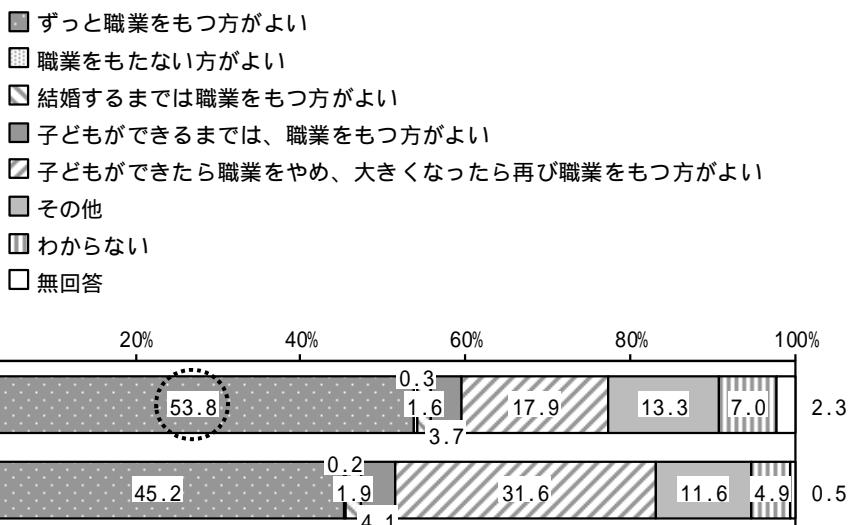


(3) 仕事について

【女性が職業をもつことに対する考え方】

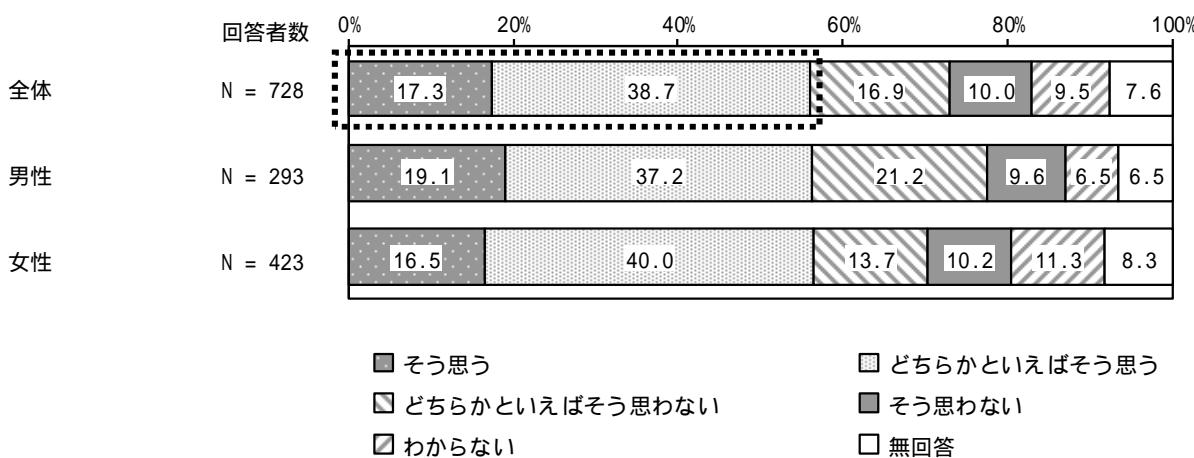
女性が職業をもつことに対する考え方については、「ずっと職業をもつ方がよい」の割合が53.8%と最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が17.9%、「わからない」の割合が7.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ずっと職業をもつ方がよい」の割合が増加しています。女性が職業をもつことに肯定的な意見を持っている人が多く増加している結果となっています。



【希望する時間の使い方ができているかどうか】

希望する時間の使い方ができているかどうかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた「そう思う」の割合が56.0%となっており、ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じる市民は半数にとどまっています。

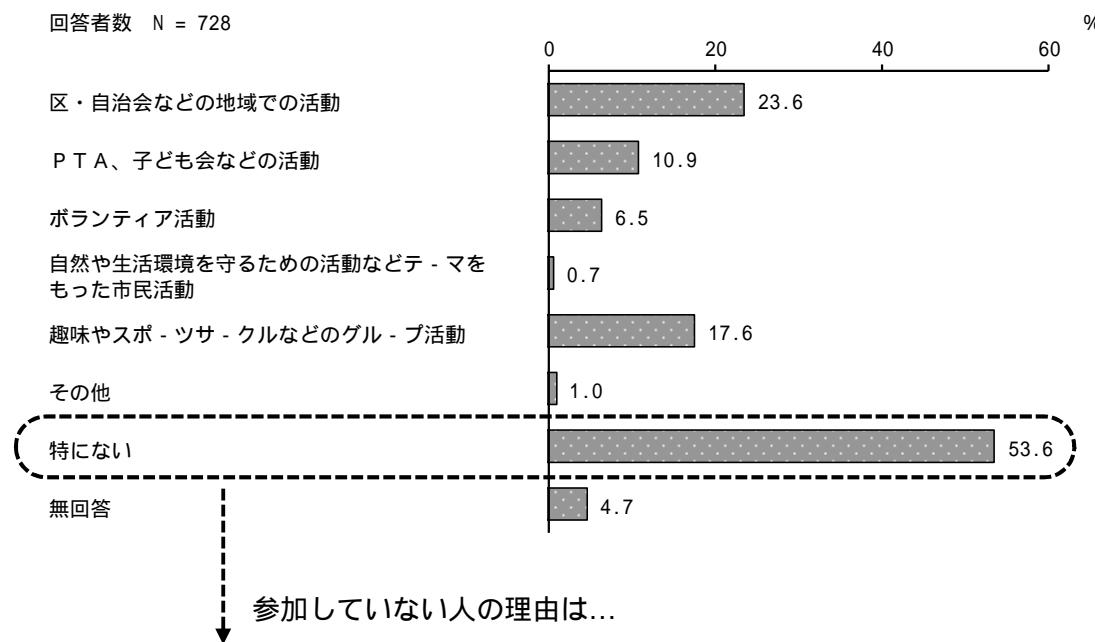


(4) 地域活動・社会活動について

【地域活動・社会活動への参加状況】

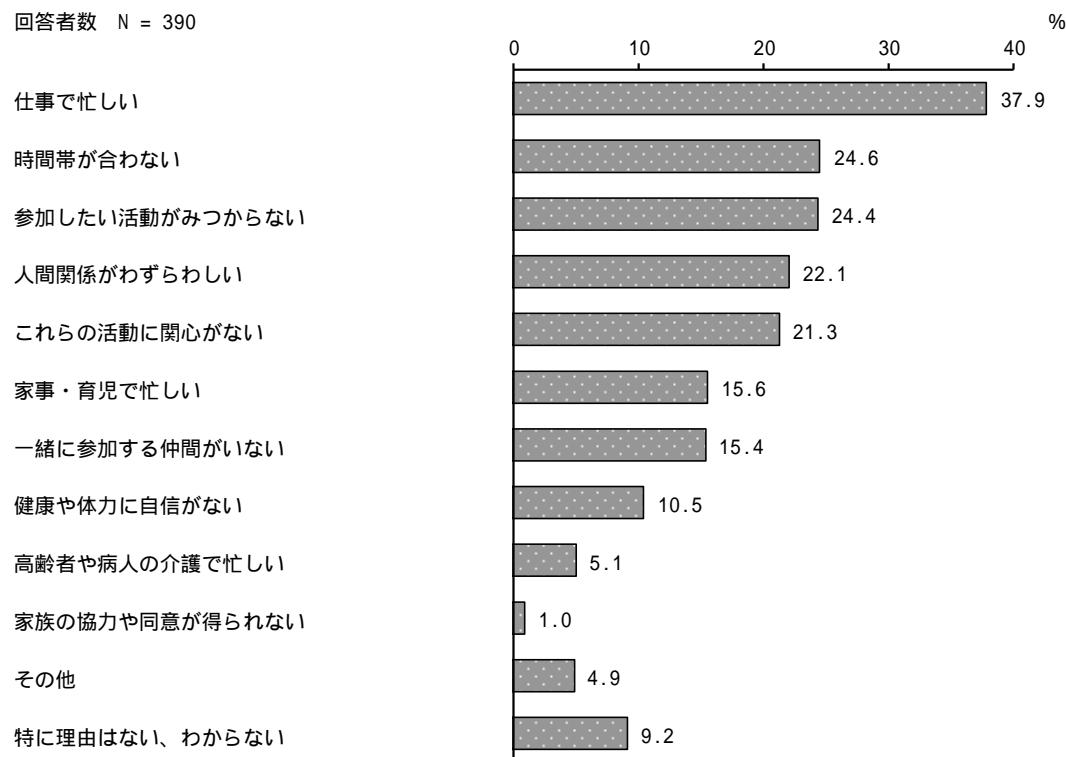
現在参加している地域活動・社会活動については、「特ない」の割合が53.6%と最も高く、次いで「区・自治会などの地域での活動」の割合が23.6%、「趣味やスポーツサークルなどのグループ活動」の割合が17.6%となっています。また、地域活動・社会活動に参加していない理由については、「仕事で忙しい」の割合が37.9%と最も高く、次いで「時間帯が合わない」の割合が24.6%、「参加したい活動がみつからない」の割合が24.4%となっています。

回答者数 N = 728



↓ 参加していない人の理由は...

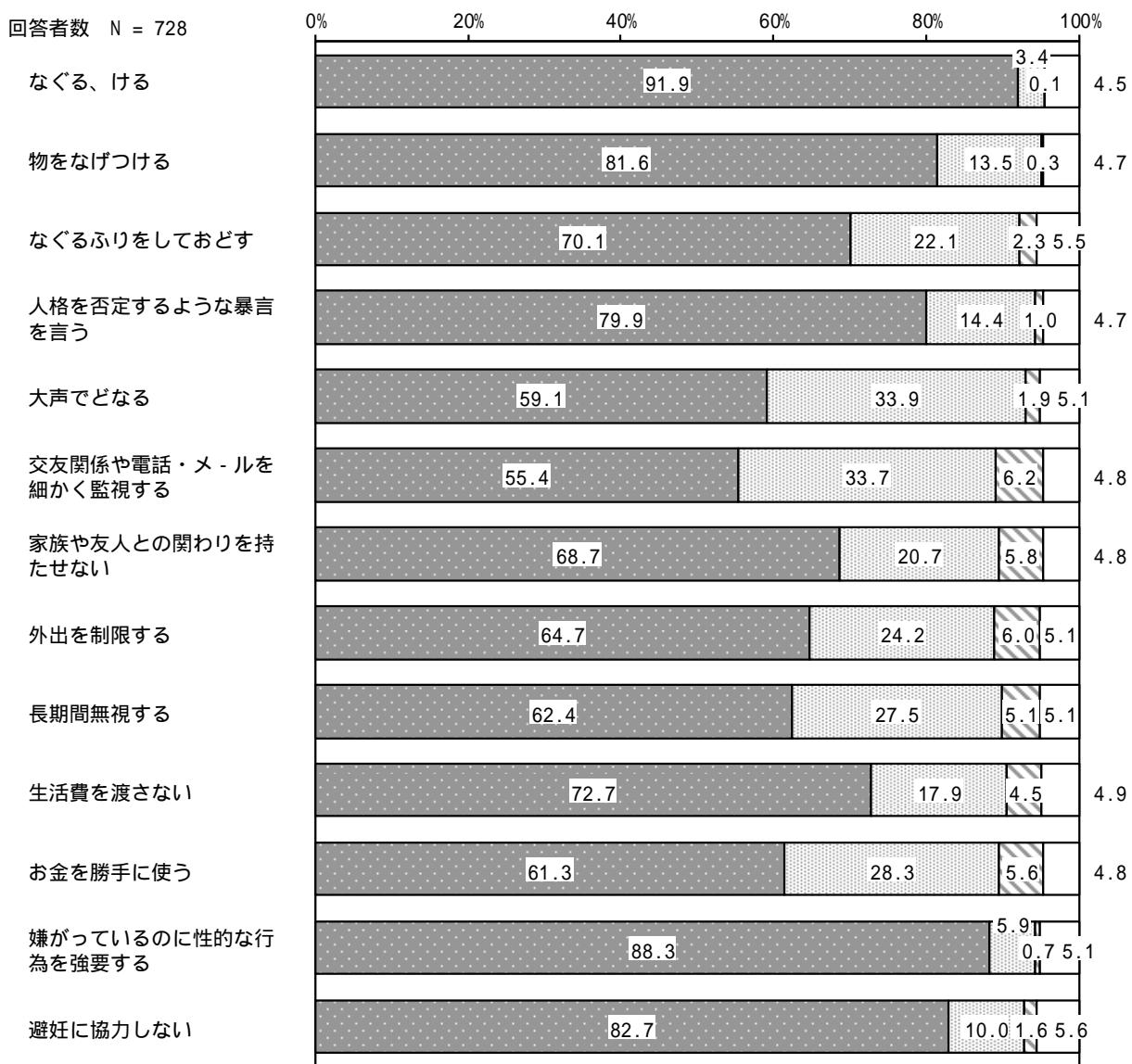
回答者数 N = 390



(5) DVについて

【配偶者等や交際相手からの行為に対する考え方】

配偶者等や交際相手からの行為に対する考え方では、すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたると思う」の割合が最も高くなっています。特に『なぐる、ける』『嫌がっているのに性的な行為を強要する』で割合が高くなっています。また、『大声でどなる』『交友関係や電話・メールを細かく監視する』で「暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う」の割合が、その他の項目に比べてやや高くなっています。精神的暴力もDVであるとの認識がやや薄い結果となっています。

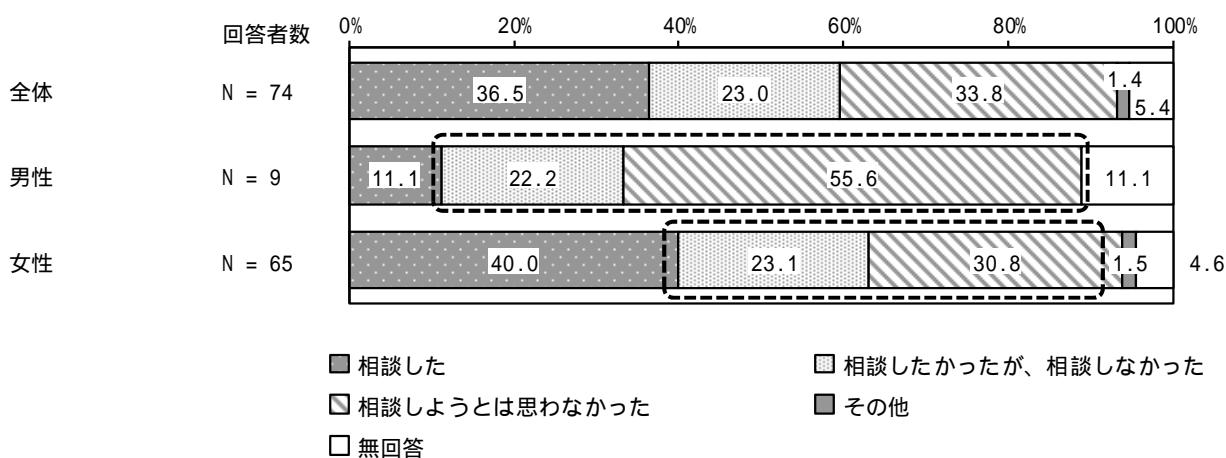


- どんな場合でも暴力にあたると思う
- 暴力にあたる場合もそうでない場合もあると思う
- 暴力にあたるとは思わない
- 無回答

【配偶者等や交際相手からの暴力を受けたときの相談の有無】

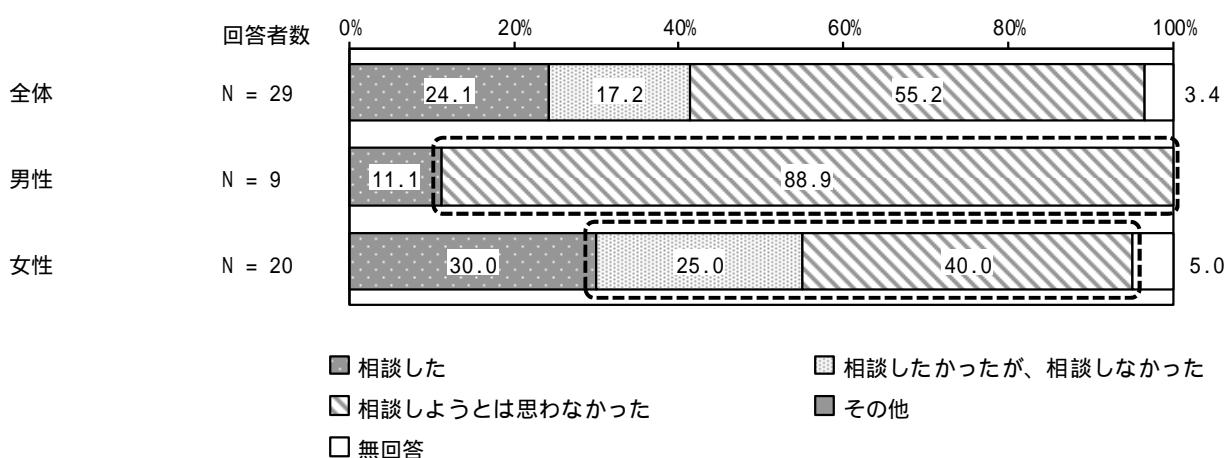
配偶者等からの暴力を受けたときの相談

配偶者等からの暴力を受けたときの相談では、「相談しようとは思わなかった」と「相談したかったが、相談しなかった」を合わせると、全体で約6割の人が相談しておらず、男性では約8割の人が、女性では約5割の人が相談しておらず、男性の割合が高くなっています。



交際相手からの暴力を受けたときの相談

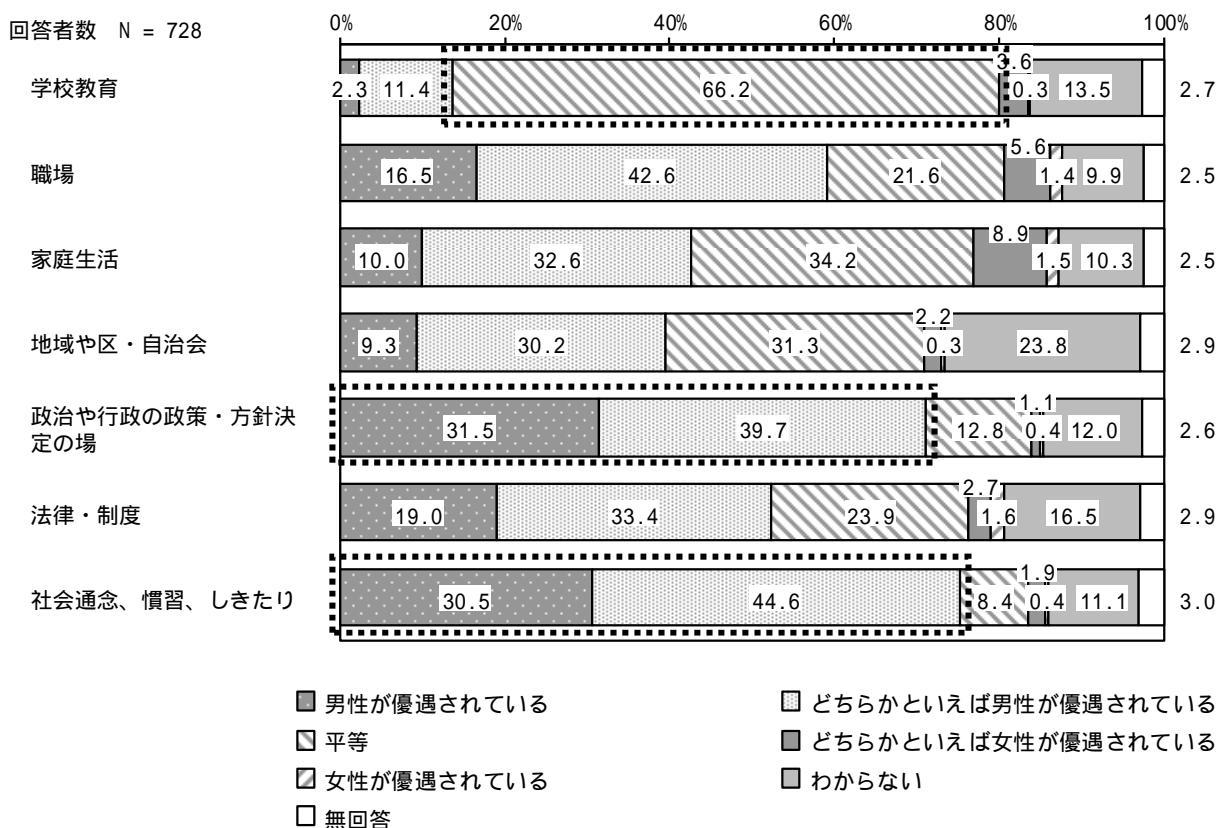
交際相手からの暴力を受けたときの相談では、「相談しようとは思わなかった」と「相談したかったが、相談しなかった」を合わせると、全体で約7割を超えて相談しておらず、男性では約9割の人が、女性では約7割の人が相談しておらず、男性の割合が高くなっています。



(6) 男女共同参画全般について

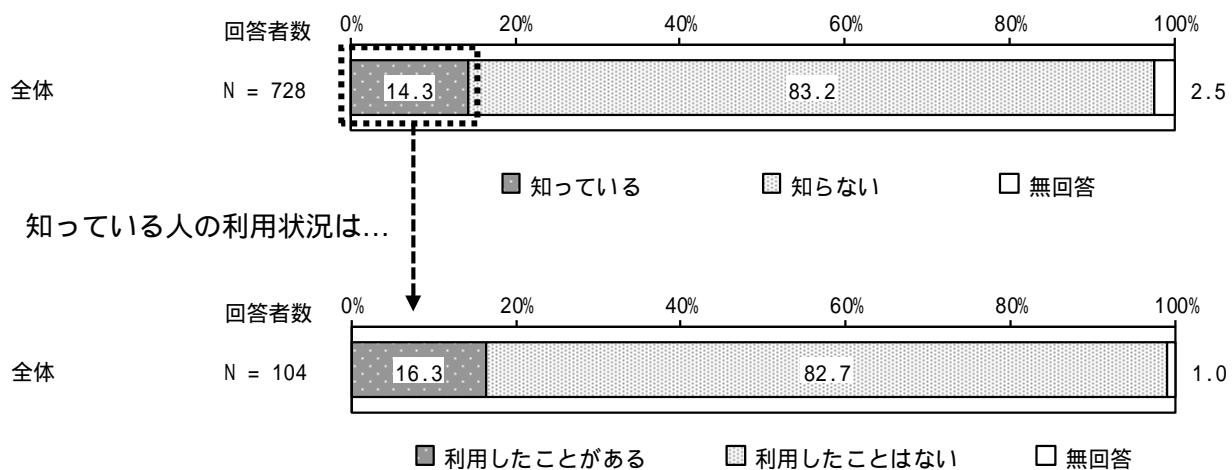
【男女の平等感】

『学校教育』で「平等」の割合が6割を超えて高くなっているのに対し、その他の項目では「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」を合わせた“男性が優遇されている”的割合が最も高く、特に『政治や行政の政策・方針決定の場』『社会通念、慣習、しきたり』で割合が高く7割以上を占めています。



【京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」について】

京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」¹⁹については、「知っている」の割合が14.3%、「知らない」の割合が83.2%となっています。また、知っている人の利用状況では、「利用したことがある」の割合が16.3%、「利用したことはない」の割合が82.7%となっています。



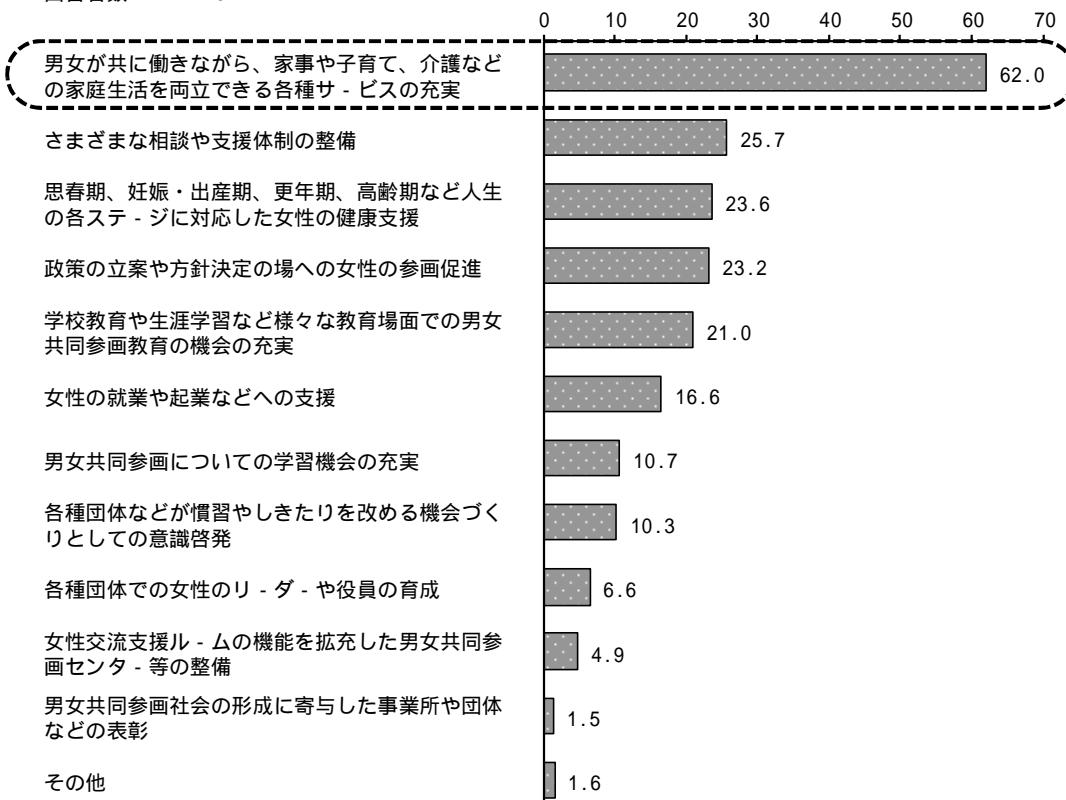
¹⁹ 京田辺市女性交流支援ルーム「ポケット」

男女共同参画社会の形成を目指して、本市が平和堂アル・プラザ京田辺に設置している施設。男女共同参画に関する情報収集や情報提供、各種団体等の情報交換及び交流支援、女性の相談室などの事業を行っている。

【男女共同参画社会を形成していくために、市が優先的に進めるべきだと思うこと】

「男女が共に働きながら、家事や子育て、介護などの家庭生活を両立できる各種サ・ビスの充実」の割合が62.0%と最も高く、次いで「さまざまな相談や支援体制の整備」の割合が25.7%、「思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各ステ・ジに対応した女性の健康支援」の割合が23.6%となっています。

回答者数 N = 728

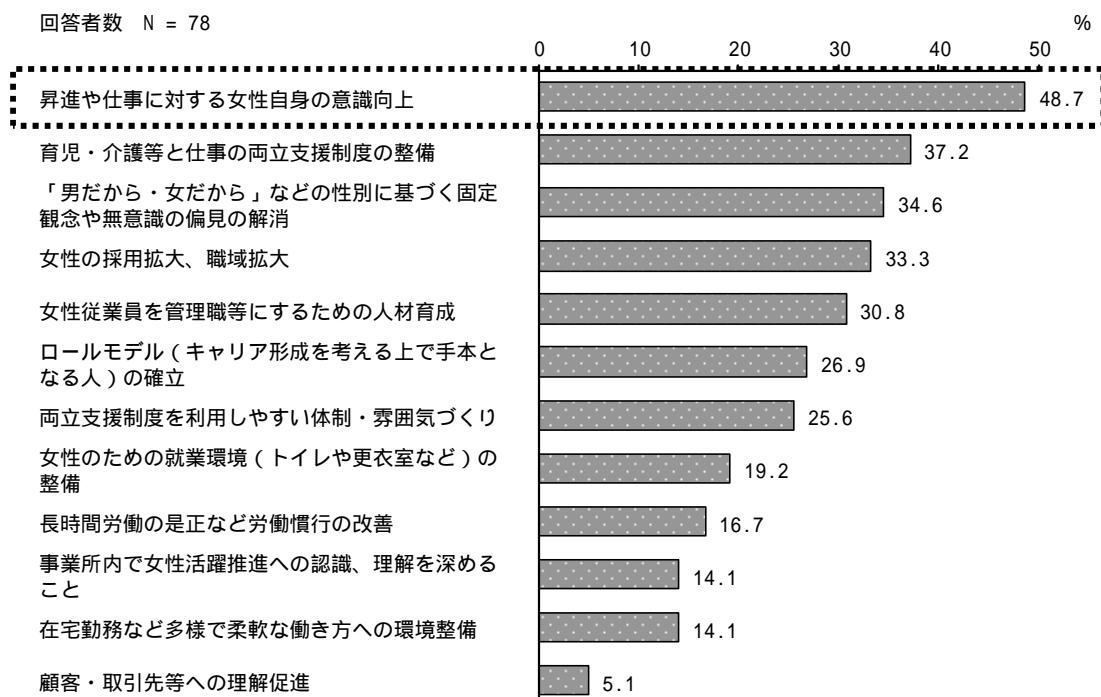


(7) 事業所での取組状況（事業所調査より）

【女性の活躍を推進する上での課題】

「昇進や仕事に対する女性自身の意識向上」の割合が48.7%と最も高く、次いで「育児・介護等と仕事の両立支援制度の整備」の割合が37.2%、「男だから・女だから」などの性別に基づく固定観念や無意識の偏見の解消」の割合が34.6%となっています。

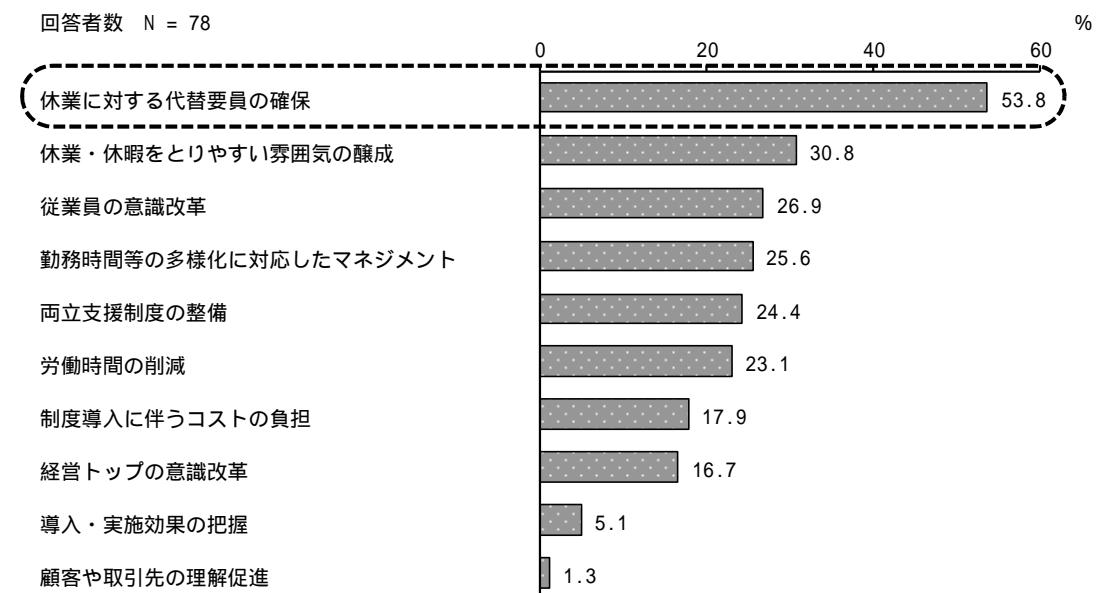
回答者数 N = 78



【ワーク・ライフ・バランスを推進していく上での課題】

「休業に対する代替要員の確保」の割合が53.8%と最も高く、次いで「休業・休暇をとりやすい雰囲気の醸成」の割合が30.8%、「従業員の意識改革」の割合が26.9%となっています。男性の育児・介護休暇の取得促進と同様に、人員体制や周囲の理解が必要であると回答した事業所が多い結果となっています。

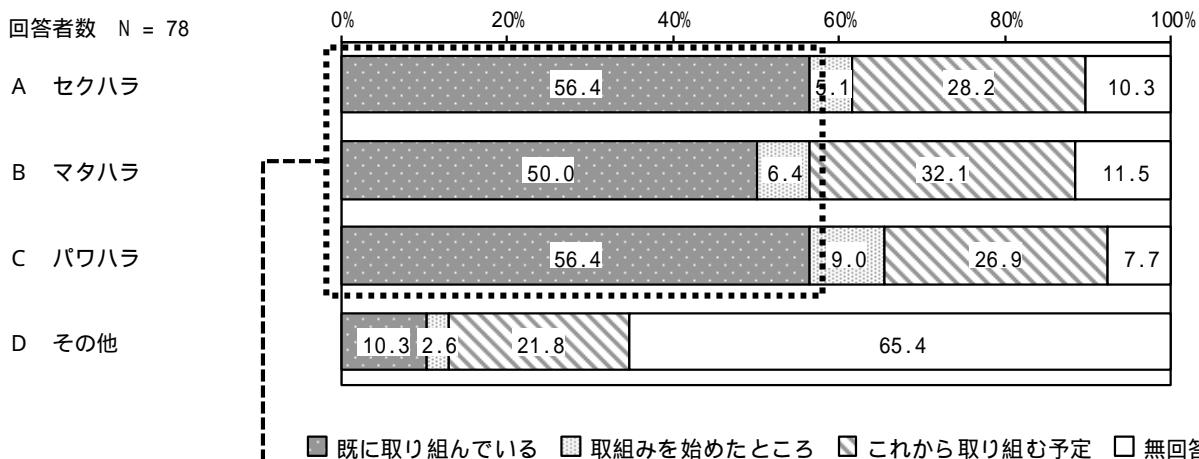
回答者数 N = 78



【セクハラ、マタハラ、パワハラ、その他のハラスメントの防止に関する取組の状況】

ハラスメント²⁰に関する取組については、『A. セクハラ²¹』『C. パワハラ²²』で「既に取り組んでいる」の割合が高くなっています。また、『B. マタハラ²³』で「これから取り組む予定」の割合が高くなっています。

D その他では、「障がい者差別人権問題」「カスタマーハラスメントも発生する可能性あり、将来的に考える」「ハラスメント全般」という回答がありました。



具体的な取組内容は...

【主な取組内容】

相談・苦情に対処するための窓口または担当の設置	外部相談窓口（公的なものを含む）について周知	経営トップの宣言や就業規則などでのハラスメント防止の方針の明確化	実態把握のための調査の実施
セクハラ 62.7%	セクハラ 39.2%	セクハラ 66.7%	セクハラ 21.6%
マタハラ 54.9%	マタハラ 35.3%	マタハラ 51.0%	マタハラ 23.5%
パワハラ 62.7%	パワハラ 33.3%	パワハラ 60.8%	パワハラ 23.5%
ハラスメント防止のための研修・講習等の実施	社内報、パンフレット等による啓発	ハラスメントが発生した際のマニュアルの作成	
セクハラ 52.9%	セクハラ 33.3%	セクハラ 27.5%	
マタハラ 43.1%	マタハラ 27.5%	マタハラ 23.5%	
パワハラ 52.9%	パワハラ 31.4%	パワハラ 25.5%	

²⁰ ハラスメント

弱い立場の相手に、嫌がらせや迷惑行為を行うこと。

²¹ セクハラ（セクシュアルハラスメント）

相手の意に反する性的言動による嫌がらせのこと。特に職場においては、労働者の意に反する性的な言動により、労働者が労働条件について不利益を受けたり、就業環境が害されること。

²² パワハラ（パワーハラスメント）

主に社会的な地位の強い者による自らの権力や立場を利用した嫌がらせのこと。特に職場においては、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されること。からまでの3つの要素を全て満たすものをいう。

²³ マタハラ（マタニティハラスメント）

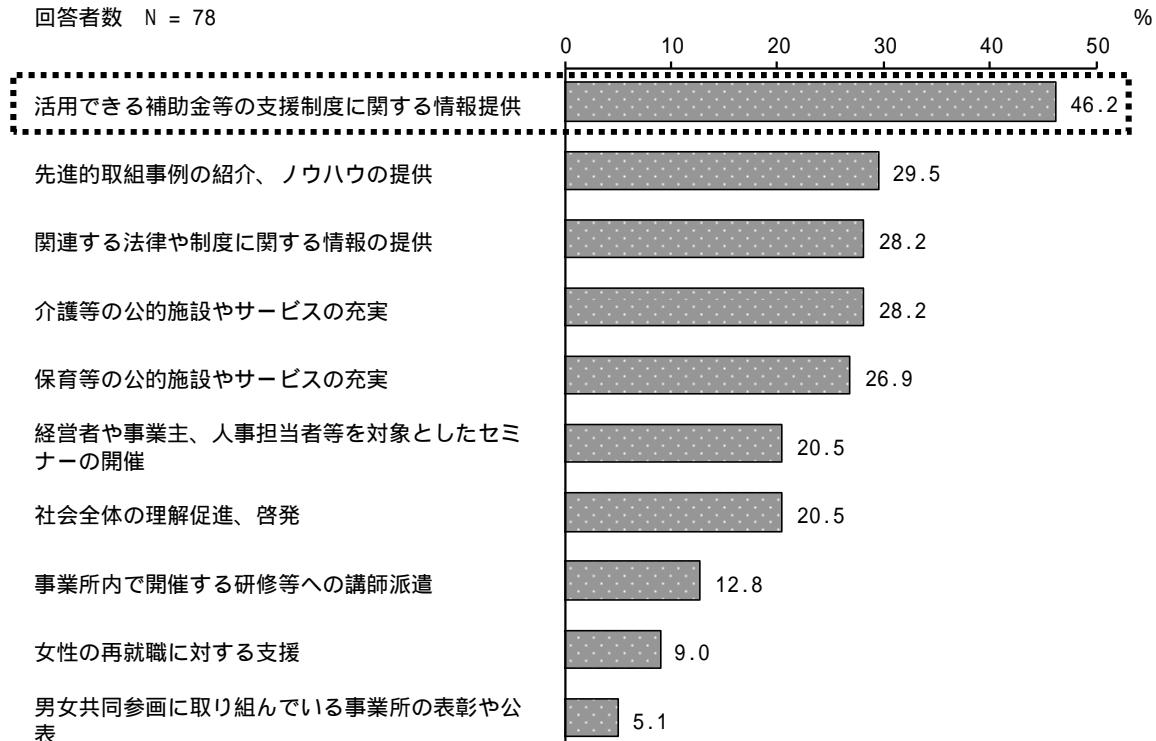
妊娠、出産、子育てなどをきっかけとした嫌がらせのこと。特に職場において行われる上司・同僚からの言動（妊娠・出産したこと、育児休業、介護休業等の利用に関する言動）により、妊娠・出産した女性労働者や、育児休業・介護休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されること。

【事業所における男女共同参画の推進にあたって、行政へ求める支援や取組】

行政に求める支援や取組については、「活用できる補助金等の支援制度に関する情報提供」の割合が46.2%と最も高く、次いで「先進的取組事例の紹介、ノウハウの提供」の割合が29.5%、「関連する法律や制度に関する情報の提供」、「介護等の公的施設やサービスの充実」の割合が28.2%となっています。

情報の提供とともに負担を軽減するための施設やサービスの充実を望む事業所が多くなっています。

回答者数 N = 78



3 ➤ 第3次計画の中間評価

第3次計画に掲げる各事業の進捗状況については、取組事業について、開催回数や参加人数などの数値目標により評価する「実績評価」と、男女共同参画の視点をもって事業を実施したかどうかの「意識度チェック」の両面から毎年評価を行っています。第3次計画における4つの基本目標ごとに評価指標の達成状況をまとめました。

基本目標1 ➤ 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

評価項目	現状値		中間値目標	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2025年度 (令和7年度)	
「夫は仕事、妻は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合 ¹	68.0%	77.7%	74%	達成
女性は「ずっと職業を持つほうがよい」と考える人の割合	45.2%	53.8%	53%	達成

1：“夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい”という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合

基本目標2 ➤ 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

評価項目	現状値		中間値目標	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2025年度 (令和7年度)	
家事を「夫と妻で同程度分担」している人の割合 ²	17.0%	21.4%	21%	達成
自身が希望する時間の使い方ができている人の割合 ³	60.2%	56.0%	65%	未達成

2：家事（掃除、食事のしたく、食事の後片付け食器洗い、洗濯、日常の買物）の各項目を「夫と妻で同程度分担」している人の割合の平均

3：「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合

基本目標3 ➤ 共に支え合い活躍することができる地域の実現

評価項目	現状値		中間値目標	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2025年度 (令和7年度)	
全審議会等における女性委員の割合 ⁴	33.7%	41.5%	37%	達成
地域活動や社会活動に参加している人の割合 ⁵	49.3%	41.7%	55%	未達成

4：毎年度4月1日現在の庁内調査結果

5：「特にない」「無回答」と回答した人を除いた割合

基本目標4 ➤ 安全・安心で健やかな暮らしの実現

評価項目	現状値		中間値目標	
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2025年度 (令和7年度)	
精神的な暴力等の認知度 ⁶	63.3%	66.0%	72%	未達成
配偶者等や交際相手からの暴力被害者がどこ（だれ）かに相談した割合 ⁷	36.7%	33.0%	43%	未達成

6：“配偶者等や交際相手からの行為に対する考え方”「なぐるふりをしておどす」から「お金を勝手に使う」までの行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合の平均

7：“配偶者等や交際相手からの暴力を受けたときの相談の有無”について「配偶者等からの暴力を受けたときの相談」と「交際相手からの暴力を受けたときの相談」のそれぞれについて、「相談した」と回答した人の合計の割合

(1) 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

本市では、男女共同参画の意識の醸成を目的として、「男女（みんな）いきいき・さんかくセミナー」などの講座や「京たなべ男女共同参画フォーラム」、また、市民が主体となって開催する「ふれあい夢フェスタ」など、さまざまなイベントを毎年開催しており、参加者からのアンケートにおいては、理解が深まったと好評を得ています。

また、子どもの頃からの男女共同参画意識の向上を図るために、学校での講座なども実施して発達段階に応じた性に関する教育を実施するなど、人権を尊重するための事業を実施しています。評価指標においても、一人ひとりの生き方を尊重できる人が増加しています。

市民意識調査では、結婚観や家庭観に関する意識について、固定観念にとらわれない人が増加しており、評価指標の目標も達成しています。固定的な性別役割分担意識²⁴の解消が進んでいると考えられます。

一方で、家庭内での家事や育児・介護の状況をみると、希望としては夫と妻での分担を望む人が多いのに対し、実際には主に女性が担っている状況がみられました。また、男女の平等感では、学校教育の場では平等と感じている人が多いものの、職場や家庭、地域、社会通念や慣習・しきたり等においては、男性が優遇されていると感じている人が多くなっています。

固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、学校・家庭・地域社会などの様々な場面において、幼い頃から長年にわたり形成されやすいため、幼少期のうちから性別に基づく固定概念を生じさせないよう家庭や学校において男女平等意識を形成して行くことが重要であると考えられます。

ワークショップでは、家事について自分がやるべきという思い込みがあるとの意見があり、また、地域活動・社会参加においても男女で役割を求められる傾向が多く、責任の重さや役割分担の不明確さが参加への障壁となっているとの意見がありました。

今後も「男女共同参画の推進」について認識・理解を深め、これまでの男女の固定的な役割分担意識を変えていくために、各種実態把握や情報提供、啓発活動を行っていく必要があります。

すべての人が男女共同参画を自分の問題として捉えられるよう、職場や家庭、地域、学校などあらゆる場において、固定的な性別役割分担や一方に不利な慣行や差別的な待遇などを見直し、男女共同参画を促進する意識づくりと学習機会の提供を推進するなど、引き続き改善に取り組んで行くことが必要です。

²⁴ 固定的な性別役割分担意識

男女問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

(2) 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

本市では、仕事と家庭の両立を支援するため、「カジダン講座」など男性の家庭生活への参画を促進する事業や、育児や介護を支援するサービスの充実を図っており、特に、子育て支援では父子手帳の配布やパパママセミナーの実施など、男性の育児への参加を促進するとともに、子育てサークルへのサポートや地域子育て支援センター²⁵の拡充など、仕事と育児の両立を支援する事業を行っています。

従来は、「男性が仕事、女性は家事」という性別による役割分担の考え方を中心でしたが、近年は女性を取り巻く労働環境が次第に整備され、女性が結婚・出産後も仕事を続ける、共働きの家庭が増えています。

市民意識調査では、女性が職業を持つことについて、子どもができてもずっと職業を持つ方が良いと考える人が多く、過去の調査結果と比較しても増加しています。また、本市の女性の就労率は、出産・育児期にあたる30～44歳では60%前後となっていますが、55～74歳では前回調査に比べて増加しており、子育て期後には仕事をする人が増えていると考えられます。

そのなかで、前回調査より、自分の希望する時間の使い方ができている人の割合が減少している結果となっています。

また、事業所調査では、女性の活躍を推進する上での課題として、昇進や仕事に対する女性自身の意識向上や育児・介護等と仕事の両立支援制度の整備、「男だから・女だから」などの性別に基づく固定観念や無意識の偏見の解消があげられており、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上での課題としては、休業に対する代替要員の確保や休業・休暇を取りやすい雰囲気の醸成、従業員の意識改革の回答が多く、推進に向けて各種支援制度の整備とともに、周囲の理解や意識改革が必要とされています。

ワークショップでは、洗濯や料理などの家事に時間がかかること、家事・育児の負担で仕事のオン・オフがとれないことなどで自由な時間がなく、自分の時間が欲しいとの意見があり、今後の改善案として、家族と日常的に話し合う時間をつくり、家族をチームとして家事分担する意識付けを行うことなどの意見がだされました。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、男女の固定的な役割分担意識解消へのさらなる啓発を進め、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる環境を整備していくことが必要です。

²⁵ 地域子育て支援センター

厚生労働省によってすすめられている「地域子育て支援拠点事業」の一つで、主に乳幼児とその保護者の親子が気軽に集い交流し、相談できる場。

(3) 共に支え合い活躍することができる地域の実現

本市では、男女が共に参画する地域づくりを促進するため、「男女いきいき地域セミナー」や女性交流支援ルームの登録団体支援などの事業を行っています。

市民意識調査では、地域活動や社会活動への参加が少なく、参加していない人の理由では仕事が忙しいとの回答が最も多く、時間にゆとりを持った生活が難しくなっていると考えられます。また、参加したい活動が見つからない、時間帯が合わないなど、地域活動に参加したくてもできない人も一定数みられます。

ワークショップからは、地域活動について参加者の意見が届きにくく、意見が反映されない場面があるほか、地域活動の内容やメリットが伝わっておらず、情報発信が不足しているとの意見がありました。今後の改善案としては、ボランティアコーディネーター配置など支援体制を整備するとともに、市民の声を吸い上げ活動内容に反映する仕組みづくりや、活動を楽しくし雑談や交流の場となる環境づくりを進めるとの意見がだされました。

今後も男女が共に地域活動に参画できるよう、情報発信や環境の整備を進めて行く必要があります。また、今後さらに高齢化が進み、介護を担う家庭も増えていくことが推測されることから、仕事と育児や介護が両立でき、合わせて、地域活動や自主活動への参画も阻むことのないよう、各種支援サービスの充実を図るとともに、職場環境の整備も必要となります。

(4) 安全・安心で健やかな暮らしの実現

本市では、あらゆる暴力の防止に向け、啓発事業と合わせ、暴力が起こった際の被害者支援やサポートに向けて各種関係機関とのネットワークの構築などを進めているものの、暴力被害者が相談した割合は、配偶者からの暴力においては微増しているものの、交際相手からの暴力では減少しています。

市民意識調査では、男性は女性に比べ相談しない傾向が高い結果となっています。また、配偶者等や交際相手からの行為について、身体的・性的な暴力に対しては暴力であるとの認識が高いのに対して、大声でどなることや交友関係や電話・メールを細かく監視すること、精神的な暴力については暴力であると認識している人が比較的少ない結果となっています。

また、事業所調査では、ハラスメントに関する取組が進んでおり、主に相談・苦情に対処する窓口又は担当の設置や、経営トップの宣言や就業規則などでの明確化、研修・講習等の実施などがされていると答える事業所が多い一方で、対応の難しさについて、どこまでがハラスメントに該当するか線引きが難しいことや当事者の言い分が異なる場合などが多くなっており、ハラスメントの事実確認に難しさを感じている事業所が多い結果となっています。

ワークショップでは、対策案として、同じ境遇の人と集まる機会をつくることや、自分の悩みを周囲に共有することで孤立が防げるとの意見がだされました。

暴力は潜在化しやすい問題ですが、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、子どもが見ている前での夫婦間での暴力は子どもへの心理的虐待にもあたります。

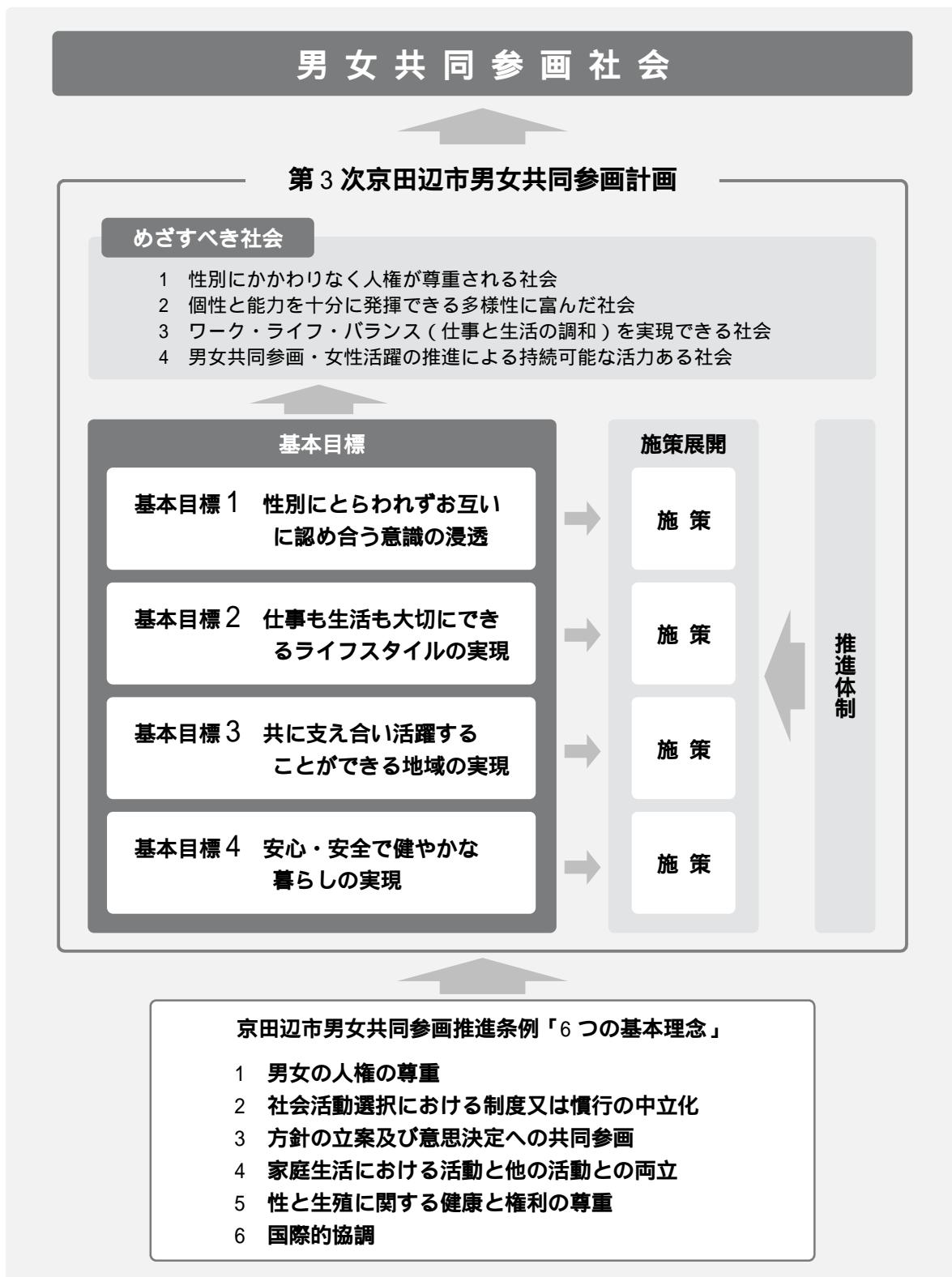
市民が互いを尊重しながら自立し、支え合う社会づくりを進めて行くためには、一人ひとりが性に関する正しい知識と認識を持ち、あらゆる暴力の根絶に向けた取組が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1

計画の枠組み

(現行計画書より参照)



本計画は、「京田辺市男女共同参画推進条例」第9条第1項に基づく、本市における男女共同参画施策の推進のための基本計画として位置づけるものであることから、第3条に規定する6つの基本理念を本計画においても基本理念とします。

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会活動選択における制度又は慣行の中立化
- 3 方針の立案及び意思決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 5 性と生殖に関する健康と権利の尊重
- 6 國際的協調

京田辺市男女共同参画推進条例

（略）市はもとより、市民や事業者、市民団体、教育に携わる者が互いに連携し、世代を越えて価値観を共有しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組をより一層総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進しなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に及ぼす影響をできる限り中立的なものとすること。
- (3) 男女が、対等な構成員として、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び意思決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と仕事、地域活動その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようすること。
- (5) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、国際的協調の下で行われること。

本計画がめざす男女共同参画社会は以下のとおりです。

(1) 性別にかかわりなく人権が尊重される社会

男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが、家庭・職場・地域等において、性別にかかわりなくその人権を尊重され、いきいきと生涯を通じて活動できるよう、多様な性のあり方を認める意識づくりを進め、人権が尊重される社会づくりを進めます。

また、近年では、性的少数者の人々への理解は広がってきてているものの、まだ差別的な傾向にあるため、理解を促進する取組を進めます。

(2) 個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会

少子高齢化が進行していく中で、社会の活力を持続的に高めていくためには、多様な視点による男女共同参画社会の実現が必要です。多様性を認め合い、市民一人ひとりの潜在的な可能性を引き出し、個性や能力が十分に発揮できる社会づくりを進めます。

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会

女性の社会進出は進んできているものの、仕事と家事や子育てとの両立に悩む人が多いのも現状です。市民一人ひとりが、やりがいや充実感を持って働きながら、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てるよう、ライフステージ²⁶に応じた多様で柔軟な働き方や生き方の選択ができる社会づくりを進めます。

(4) 男女共同参画・女性活躍の推進による持続可能な活力ある社会

社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けては、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。行政・経済・地域など、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画できる社会づくりを進めます。

²⁶ ライフステージ

人の一生を乳幼児期、少年期、青年期、壮年期、中年期、高年期と分けた、それぞれの段階のこと。

家庭では

家庭がお互いに尊重し合い、ふれあいのある心豊かな家庭を築いています。

一人ひとりが家事、育児、介護などの家族としての責任を分かち合いながら、家庭と仕事や地域活動との調和のとれた生活を送っています。

イメージ図

職場では

雇用機会や待遇などで男女格差が解消され、男女が共に個性や能力を十分に発揮しています。

男女が共に育児休業²⁷や介護休業²⁸を積極的に利用し、ゆとりと充実感をもって仕事と家庭や地域活動を両立しています。

イメージ図

学校では

一人ひとりの個性や能力を伸ばす教育が行われ、性別にとらわれない適正に応じた主体的な進路選択がなされています。

自分らしさを大切にし、お互いの個性と人権を尊重する子どもが育っています。

イメージ図

地域では

性別役割分担意識に基づく慣習やしきたりが見直され、地域での子育てやまちづくりなどの活動に、男女が共にいきいきと参画しています。

地域における方針の立案や決定過程に男女が共に参画し、多様な考え方を活かした地域活動が行われています。

イメージ図

²⁷ 育児休業

子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業。

²⁸ 介護休業

一定の親族を介護する労働者が法律に基づいて取得できる休業。

めざすべき男女共同参画社会に向けて、下記の4つを基本目標として掲げ、市民や事業者、行政の共通認識を深め、協働で男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

基本目標 1》性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

家庭や学校教育、地域等のさまざまな活動の場において、男女共同参画社会についての理解を深め、男女共同参画を推進するための意識形成を図ります。

基本目標 2》仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

誰もがその能力を十分に発揮し、生きがいを持って働くことができるよう、各人の価値観を反映した多様なライフスタイルの実現を可能にする環境づくりを推進します。

また、これまでの男性に多くみられた職場優先の働き方の見直しを推進し、男性も子育てや介護などの家庭での責任を積極的に担うよう啓発に努め、企業・事業所の協力を得ながら、家庭と仕事の両立を支援し、安心して子育てや介護等ができる環境づくりを推進します。

基本目標 3》共に支え合い活躍することができる地域の実現

活力ある男女共同参画社会を実現するためには、すべての男女が個人として対等な立場で参画し、活躍できる社会を形成することが必要です。

特に、女性の参画が少ない行政や地域等における政策や方針決定の場への参画を推進するとともに、男女が共に地域の一員として、地域活動や社会活動に参加できるよう、活動内容や参加方法等に関する広報や周知を行うなど、参加しやすい環境の整備を行います。

基本目標 4》安全・安心で健やかな暮らしの実現

男女が共に充実した生活を送り、社会で活躍するためには、安全で安心して暮らすことができる地域が基盤となります。男女が互いの身体の特性を理解し合い、相手を思いやる意識を持つとともに、健康状態に応じて的確に自己管理ができるよう理解と環境づくりを進めます。

また、暴力はその対象の性別や年齢、加害者と被害者の関係を問わず、決して許されるものではありません。一人ひとりの意識を高め、あらゆる暴力の発生をなくすとともに、被害に悩む人を救済できる体制の整備を進めます。あわせて、困難な問題を抱える女性が安心して支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

▶ 基本目標における数値目標

4つの基本目標における数値目標を設定し、基本目標の実現に向けた施策展開の各事業を進めることにより、2030年度（令和12年度）までの目標達成をめざします。

基本目標 1 ▶ 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

評価項目	現状値		目標値
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2030年度 (令和12年度)
「夫は仕事、妻は家庭」という役割分担意識にとらわれない人の割合 ¹	68.0%	77.7%	80%
女性は「ずっと職業を持つほうがよい」と考える人の割合	45.2%	53.8%	60%

1：“夫は外で働き、妻は家庭を守るのがよい”という考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を合わせた割合

基本目標 2 ▶ 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現

評価項目	現状値		目標値
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2030年度 (令和12年度)
家事を「夫と妻で同程度分担」している人の割合 ²	17.0%	21.4%	25%
自身が希望する時間の使い方ができている人の割合 ³	60.2%	56.0%	70%

2：家事（掃除、食事のしたく、食事の後片付け食器洗い、洗濯、日常の買物）の各項目を「夫と妻で同程度分担」している人の割合の平均。

3：「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合

基本目標 3 ▶ 共に支え合い活躍することができる地域の実現

評価項目	現状値		目標値
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2030年度 (令和12年度)
全審議会等における女性委員の割合 ⁴	33.7%	41.5%	40%
地域活動や社会活動に参加している人の割合 ⁵	49.3%	41.7%	60%

4：毎年度4月1日現在の庁内調査結果

5：「特にない」「無回答」と回答した人を除いた割合

基本目標 4 ▶ 安全・安心で健やかな暮らしの実現

評価項目	現状値		目標値
	2019年度 (令和元年度)	2024年度 (令和6年度) 調査結果	2030年度 (令和12年度)
精神的な暴力等の認知度 ⁶	63.3%	66.0%	80%
配偶者等や交際相手からの暴力被害者がどこ（だれ）かに相談した割合 ⁷	36.7%	33.0%	50%

6：“配偶者等や交際相手からの行為に対する考え方”「なぐるふりをしておどす」から「お金を勝手に使う」までの行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答した人の割合の平均

7：“配偶者等や交際相手からの暴力を受けたときの相談の有無”について「配偶者等からの暴力を受けたときの相談」と「交際相手からの暴力を受けたときの相談」のそれぞれについて、「相談した」と回答した人の合計の割合

[めざすべき社会]

[基本目標]

[施策の方向性]

1 2 3 4

性別性
にかか
わりを十
分に発
揮でき
る多様
性に富
んだ社
会

男女共同参画・女性活躍の推進による持続可能な活力ある社会

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現できる社会

1 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・社会慣行の見直し

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

2 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現（女性活躍推進計画）

(1) 男女がいきいきと働ける就業環境

(2) 男女が共に参画する家庭生活

(3) 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護の支援

3 共に支え合い活躍することができる地域の実現

(1) 男女が共に参画することによる地域活性化

(2) 誰もが社会参加できる環境

4 安全・安心で健やかな暮らしの実現

(1) あらゆる暴力の防止
(配偶者暴力防止基本計画)

(2) 困難な問題を抱える女性への支援
(困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)

(3) 生涯を通じた心身の健康

第4章 基本目標の達成に向けた施策展開

この章の取組は、めざすべき男女共同参画社会に向けて掲げた4つの基本目標を達成するため、目標（値）を設定して重点的に取り組む「重点取組」と、目標（値）を設定せずに取り組む「関連する取組」に分類しています。

各取組名の前に付した記号は、

= 新規事業、= 第3次計画からの拡充事業、= 継続事業

を、示しています。また、取組の概要欄の「現状」は2024年度（令和6年度）の実績、「目標」は2030年度（令和12年度）までの目標を示しています。

基本目標1》性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

（1）男女共同参画の視点に立った意識改革・社会慣行の見直し

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方は、時代とともに解消されつつあるものの、年代によってはいまだ根強く固定的な性別役割分担意識が残っているのが現状です。

また、近年では「多様性」や「共生社会」などの言葉もよく聞かれるようになりました。「多様性を受け入れる」ということは、「相手を否定せず、ありのままの存在を受け入れる」ということです。男女共同参画社会も含めた共生社会の実現のためには、市民一人ひとりが男女共同参画や多様な性についての意識と理解を持ち、職場や家庭、学校、地域等の社会のあらゆる分野において、お互いを対等な人格として認め、尊重し合うことが不可欠です。

意識や制度、社会慣行の見直しを図るため、より一層の広報・啓発活動を推進するとともに、広報紙やホームページ等において、男女共同参画の視点に立った情報提供を行います。

広報・啓発の推進

男女共同参画の理念や内容、推進するための取組等について、ホームページや広報紙、講演会、研修会等のあらゆる機会を通じて、分かりやすい広報や啓発、情報提供を行います。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
1	○京たなべ男女共同参画週間 ²⁹ 事業 (再掲2(2) 51)	人権啓発推進課	毎年度、男女共同参画週間に、男女共同参画社会基本法の趣旨とともに、ワーク・ライフ・バランスやライフスタイルの変化等に合わせた男女共同参画について、市民の理解を深めるための啓発を行います。			
			指標	フォーラム参加者の満足度	現状	95.8%
2	男女共同参画イベントの支援	人権啓発推進課	市民・市民団体による実行委員会形式の男女共同参画イベントを支援します。			
			指標	イベントの支援	現状	実施
3	女性交流支援ルームだよりの発行	人権啓発推進課	さまざまな分野で活躍する市民等の紹介や団体の事業や図書の紹介、DVDなどについてやその相談窓口の周知等を目的に発行し、市内公共施設等に配架します。			
			指標	ルームだより発行	現状	4回／年
					目標	4回／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要		
4	市民等の活躍事例の収集・発信	人権啓発推進課	男女共同参画に関する意識向上のため、さまざまな分野で活躍する市民等の事例を発信します。		
5	女性交流支援ルーム情報スペースの充実	人権啓発推進課	男女共同参画等に関する図書、DVDの貸し出しや、各種情報や資料を収集し提供します。市民による図書等選定を行い、ルームだよりやホームページ等で情報発信の充実を図ります。		

²⁹ 男女共同参画週間

内閣府では、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」と定め、さまざまな取組を通じ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指している。

番号	取組	担当課名	取組の概要
6	人権啓発の推進	人権啓発推進課	人権情報紙の全戸配布や市ウェブページへの情報掲載を行います。
7	人権強調月間 ³⁰ 、人権週間 ³¹ における啓発	人権啓発推進課	8月の人権強調月間、12月4日～10日の人権週間のそれぞれにおいて、人権啓発のぼりの設置や街頭啓発活動を実施します。
8	企業等に対する広報・啓発の促進	人権啓発推進課	女性問題、男女共同参画等に関する図書・関連資料を収集し、貸し出しやパンフレットの配布を行います。また、山城人権ネットワーク推進協議会参加企業への事業案内の送付を行います。

多様な生き方を認め合う意識の創造

LGBT³²をはじめとする性的少数者の方々が、心の悩みだけではなく、社会のさまざまな場面において差別的な取扱いを受けることがないよう、多様な性のあり方を理解し、認め合うための取組を進めています。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要								
9	○LGBTの理解のための啓発	人権啓発推進課	<p>市民向け講演会の実施に加え、リーフレットによる啓発や職員向けの研修を実施します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">指標</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">研修参加職員の理解度</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">現状</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">94.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">目標</td> <td style="text-align: center;">70%</td> </tr> </table>	指標	研修参加職員の理解度	現状	94.4%			目標	70%
指標	研修参加職員の理解度	現状	94.4%								
		目標	70%								
10	LGBTへの理解促進事業	人権啓発推進課 保育幼稚園課 こども・学校サポート室	<p>リーフレット等を活用し、こども・親・教員向けへの、周知・研修に取り組みます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">指標</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">実施</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">現状</td> <td style="width: 45%; text-align: center;">実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">目標</td> <td style="text-align: center;">実施</td> </tr> </table>	指標	実施	現状	実施			目標	実施
指標	実施	現状	実施								
		目標	実施								

³⁰ 人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、昭和40年（1965年）8月に、同和問題に関する諮問に対して節目となる答申（同和対策審議会答申）が提出されたことに由来し、毎年8月を人権強調月間と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

³¹ 人権週間

昭和23年（1948年）12月10日開催の国際連合の第3回総会で世界人権宣言が採択されたことに由来し、法務省では昭和24年（1949年）から、毎年12月4日から12月10日までの一週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

³² LGBT（Lesbian Gay Bisexual Transgender）

女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）そしてトランスジェンダー（Transgender）の頭文字を用い、これらの人々をまとめた呼称として使われる。同義の「性的マイノリティ（性的少数者）」が、第三者的な立場からの呼称であるのに対して、「LGBT」は当事者の立場からの自称に使用される。

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
11	公文書における性別記載調査及び同欄廃止に向けた取組	人権啓発推進課	公文書における不要な性別記載欄の廃止に向け、毎年現況の調査・分析を行うとともに、廃止不可な書類に関しては、代替策としての記載方法に関する方針を作成します。
12	性に関する教育の推進 (再掲1(2) 26)	こども・学校サポート室	各小中学校の実態・発達段階に応じて特別活動等の時間で計画的に実施します。

市職員の人材育成と男女共同参画の視点に立った表現の促進

市の各種刊行物については、男女平等の観点からその表現や内容を検討し、男女共同参画を推進する意義が明確に伝わるようにするとともに、男女共同参画の実現及び計画の推進について、職員の意識の高揚に努めます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要								
13	職員研修の実施	人権啓発推進課	市職員の男女共同参画への理解を深めるとともに、公的広報の作成に携わる職員の意識を高めるため、男女共同参画の視点に立った表現などをテーマとした職員研修を行います。								
			<table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>研修参加職員への効果度</td> <td>現状</td> <td>89.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>目標</td> <td>85%</td> </tr> </table>	指標	研修参加職員への効果度	現状	89.7%			目標	85%
指標	研修参加職員への効果度	現状	89.7%								
		目標	85%								

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
14	男女共同参画の視点に立った表現の促進	人権啓発推進課	各講座や情報紙等を通じて、男女共同参画の視点に立った表現の促進を啓発します。
15	男女共同参画の視点による広報紙、ホームページの作成	秘書広報課	固定的な性別役割分担意識等にとらわれない男女共同参画の視点で作成します。

(2) 男女共同参画を推進する教育・学習

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等の意識を持ち、男女共同参画について正しく理解することが不可欠です。また、男女が共に自らの個性や能力を発揮し、社会に参画していくためには、一人ひとりが主体的に学び、考え、行動する姿勢を育む教育が重要です。

家庭や地域においては、性別による固定的な考え方を見直し、男女が対等なパートナーシップ³³の確立を図り、家事や育児、家庭教育等を共に担う家庭づくりを推進します。

また、学校教育にあっては、児童・生徒の資質と適正に十分配慮し、自分らしい生き方を選択できるようにするとともに、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう教職員に対する研修を行うなど、男女平等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。

家庭や地域における教育の促進

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識を見直すため、各種講演会、講座の開催等を推進するとともに、家庭での教育の推進に向けて情報提供を充実します。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
16	男女共同参画推進のための講座の開催 (再掲2(2) 52)	人権啓発推進課	市民の男女共同参画への意識を高め、各家庭、職場、地域などにおいて男女共同参画がより一層推進されることをめざし、男女共同参画に関連する身近なテーマの講座を開催します。			
			指標	参加者の満足度	現状	97.9%
17	女性交流支援ルーム（ポケット）講座の開催	人権啓発推進課	ルーム事業の周知や男女共同参画に関する認識、理解を深め、エンパワーメントを高めることを目的として、日常生活上身近な話題を取り上げ、男女共同参画の視点に立った啓発や情報発信講座を開催します。			
			指標	参加者への効果度	現状	100%
					目標	85%

³³ パートナーシップ

互いを自立した主体的存在として認め合い、対等な立場で連携・協力し合う関係のこと。

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
18	人権問題研修会の開催	人権啓発推進課	8月の人権強調月間に合わせて、講師を招いて講演会を行います。
19	ヒューマン映画上映会の開催	人権啓発推進課	8月の人権強調月間に合わせて、人権に関する映画の上映会を行います。
20	わくわくワークショップ～人権に気づいて感じて考えよう～	人権啓発推進課	市民に人権問題について身近に感じてもらうため、ワークショップ(参加型体験学習)及びフィールドワーク(野外学習)を行います。
21	ハートフルフェスタの開催	社会教育課 人権啓発推進課	市民一人ひとりが、人権尊重の理念についての理解を深め、人権の意義や重要性を確実に身につけるとともに、さまざまな人権問題を解決しようとする実力を養うために開催します。
22	家庭教育に関する情報提供	社会教育課	家庭教育に関するガイドブックを小学生の保護者に配布します。

子どもへの教育の推進

子どもの頃からの教育により、男女平等の意識や職業に対する正しい知識と理解を推進します。また、一人ひとりの個性や能力を発揮できるよう教職員に対する研修を行うなど、男女平等意識に基づいた適切な指導の充実を図ります。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要								
23	子どもを対象とした男女共同参画推進事業	人権啓発推進	<p>子どもの頃からの男女共同参画への理解促進と将来を見通した自己形成の推進を図るため、市立小中学校等で、男女共同参画に関するテーマの講座・講演会を開催します。</p> <table border="1" data-bbox="873 1617 1349 1706"> <tr> <td>指標</td> <td>参加者の理解度</td> <td>現状</td> <td>96.9%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>目標</td> <td>95%</td> </tr> </table>	指標	参加者の理解度	現状	96.9%			目標	95%
指標	参加者の理解度	現状	96.9%								
		目標	95%								
24	児童・生徒への指導(男女共同参画関係授業の実施)の推進	こども・学校サポート室	<p>教科学習や道徳、特別活動などの時間を利用し指導を行い、男女平等や人権意識の向上を図ります。</p> <table border="1" data-bbox="873 1841 1349 1931"> <tr> <td>指標</td> <td>実施</td> <td>現状</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>目標</td> <td>実施</td> </tr> </table>	指標	実施	現状	実施			目標	実施
指標	実施	現状	実施								
		目標	実施								

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
25	校内教職員の研修	こども・学校 サポート室	男女共同参画に係わるテーマで校内研修を行い、男女平等に対する意識や人権意識の向上を図ります。
26	性に関する教育の推進 (再掲1(1) 12)	こども・学校 サポート室	各小中学校の実態・発達段階に応じて特別活動等の時間で計画的に実施します。
27	生徒の意識向上の促進	こども・学校 サポート室	中学校におけるマタニティ体験・乳児とのふれあい体験を実施し、子育てに対し男女が協力する態度を育みます。
28	思春期育児体験事業	子育て支援課	思春期の子どもたちに対し、乳幼児とふれあう機会を提供し、子どもたちが自身の将来像を描く手助けをすることを目的に、地域子育て支援拠点施設において育児体験事業を行います。
29	中学生対象子育て理解 講座の開催	社会教育課	家庭教育のあり方を見つめ直すという観点から、今後の親となる中学生を対象に、命の大切さや子どもを育てる親の気持ちなど、社会人講師等を招き、開催します。
30	子どもを対象とした国 際理解事業	市民参画課	外国人との交流を通じて、互いの国の生活や文化の違い等、子どもたちの国際理解を深めます。

(1) 男女がいきいきと働く就業環境

職場において、男性と女性が対等の立場で仕事をしていくためには、男女の格差をなくす取組をしていくことが不可欠です。

雇用機会や待遇などの面で男女間の格差がないよう、育児休業制度や介護休業制度の普及、働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発など、充実した職業生活を営むことができるよう雇用環境の整備について積極的に啓発を進めます。

また、一人ひとりの就労を推進していくためには、市民一人ひとりが自らの職業能力を向上させていくことも重要であることから、就業・起業に関する情報を積極的に提供していくとともに、職業能力を高める学習の場の拡充と支援体制の充実、労働条件等に関する悩みや不安に対して適切に対応できる相談や支援体制を構築していきます。

働き方の見直しや多様な就業形態についての意識啓発

労働基準法や男女雇用機会均等法³⁴などの関係法制度の周知を図り、すべての就労者が働きやすく、公正に待遇される職場環境づくりを推進します。

また、事業者や男女労働者に対し、雇用環境の整備などについて啓発や情報提供を行います。

³⁴ 男女雇用機会均等法

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。昭和60年(1985年)に制定され、翌昭和61年(1986年)4月に施行された。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
31	男女共同参画推進員の募集・支援 (再掲3(1) 111)	人権啓発推進	事業所及び市民団体における男女共同参画を推進するため、事業所等に男女共同参画推進員の設置を進めるとともに、推進員を対象として研修及び情報提供を行います。			
			指標	推進員設置	現状	76箇所
32	男女共同参画推進セミナーの開催	人権啓発推進課	事業所の管理職・人事担当者等を対象としたセミナーを開催します。ライフスタイルの変化等に合わせた働き方などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状	88.9%
33	男女いきいき実践セミナーの開催 (再掲3(1) 97)	人権啓発推進課	事業所及び市民団体が男女共同参画に関するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。ライフスタイルの変化等に合わせた働き方などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状	93.9%
34	事業所への男女共同参画に関する情報提供 (再掲2(3) 90、2(3) 94)	人権啓発推進課	事業所における男女共同参画の推進に役立つ情報（企業への補助制度等の周知・セミナーの開催援助等の周知）をホームページなどで提供します。			
			指標	情報提供回数	現状	2回／年
			指標	目標	目標	2回／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要	
35	事業所等の男女共同参画に関する実態調査の実施	人権啓発推進課	市内事業所の男女共同参画に関する取組の実態やニーズの把握に努めます。	
36	女性職員のキャリア・働き方に関する研修	職員課	庁内の女性職員や監督職、管理職等を対象に、キャリアデザイン ³⁵ や働き方にに関する研修を行います。	

³⁵ キャリアデザイン
自身の理想の職業人生を描き、実現する方法を考えること。

就業・起業の支援

性別によって差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるよう雇用環境の整備に努めるとともに、再就職や起業、能力向上について、関係機関と連携した情報提供を行います。

また、農業分野で性別にかかわらず能力を発揮できるよう、労働条件の改善を呼びかけ、産業の活性化、男女の対等なパートナーシップの確立をめざします。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
37	女性の就職・チャレンジ相談	人権啓発推進課	さまざまな立場の女性に合わせた就職等に関する情報提供、個別相談を実施し、支援を行います。			
			指標	枠数・回数	現状	6枠×2回
38	女性の就業支援	人権啓発推進課	就業のための講座を開催し、女性が就業するのに必要な情報等を得る機会を設けます。			
			指標	参加者への効果度	現状	100%
					目標	80%

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
39	女性交流支援ルーム情報スペースでの資格関係の情報提供	人権啓発推進課	資格取得情報の提供及び資格取得に関する図書の配架を行います。
40	就業・職業能力開発に関する情報提供	社会福祉課	仕事とくらしの相談室「ぶらす」 ³⁶ （社会福祉課内）において生活困窮者を対象とした、就業に向けた相談支援、各種情報提供を、ハローワーク・関係機関と連携して実施します。
41	就業に関する相談体制の充実	社会福祉課	仕事とくらしの相談室「ぶらす」に就労支援員2名を配置し、就業に向けた相談支援体制を構築します。

³⁶ 仕事とくらしの相談室「ぶらす」

生活に困窮している方、または困窮するおそれがある市民を対象に、窓口相談、就労支援、再就職までの住居確保のための家賃給付、生活資金貸付、児童の学習支援などを行う自立相談支援窓口。

番号	取組	担当課名	取組の概要
42	D - e g g ³⁷ の支援	産業振興課	D - e g g 入居企業に対して、入居費の一部を支援します。
43	創業の支援	産業振興課	ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要となる要素に応じて、関係機関の連携によりそれぞれの強みを生かした創業支援を行います。
44	市内企業の経営改善普及	産業振興課	商工会が行う経営改善普及事業をはじめ女性部等活動推進のため、支援を行います。
45	女性の農業士 ³⁸ 育成支援	農政課	地域の女性リーダーとして女性の農業者全体の能力開発や地位向上を図るため、女性の農業士を育成します。
46	女性の営農に対する支援（機械整備事業）	農政課	女性の営農に対する支援制度について、チラシなどで広報を行います。
47	農村女性グループ育成事業	農政課	地域の農村女性が、特産品育成開発等を軸とした女性団体を結成し、活動することに対して支援を行います。
48	女性認定農業者 ³⁹ の促進	農政課	認定農業者に関する広報等による啓発を行います。
49	家族経営協定 ⁴⁰ の促進	農業委員会事務局	家族経営協定に関する案内をホームページに掲載し、啓発を行います。

³⁷ D - e g g

同志社大学京田辺キャンパス内に立地し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、京都府、京田辺市、同志社大学が運営している起業家育成施設。同志社大学のシーズや地域資源を活用し、大学発ベンチャーの起業、中小企業等の新規事業展開を支援している。

³⁸ 農業士

自らが農業のプロとして優れた農業経営を営むとともに、地域の農業振興のリーダーとして担い手の育成や農村地域活動に積極的に参加している農業者のこと。

³⁹ 認定農業者

農業を営む人が、自分の農業経営について改善する必要のあるものを掲げ、5年後の経営目標を達成するための方法を「農業経営改善計画認定申請書」として提出し、市町村が基本構想に資すると認定した農業者のこと。

⁴⁰ 家族経営協定

家族経営の農業において、家族の皆が話しあって方針、報酬、労働時間、休日、経営の移譲などの世帯員相互間のルールを取り決めたものをいう。

(2) 男女が共に参画する家庭生活

男女一人ひとりのライフスタイルが多様化する中で、男女が共に家族や地域の一員としての責任を担って行くためには、特に男性が従来の職場中心の意識やライフスタイルから、仕事と家庭生活、地域生活等のバランスのとれたライフスタイルへの転換が求められています。

男女が共に仕事や家庭生活、地域生活等の仕事以外の生活を両立し、各々が希望する形で家庭生活や地域社会に関わることができるように、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性に関する啓発と情報提供を推進するとともに、固定的な性別役割分担意識を解消するため、男性の家庭生活への積極的な参画を支援する環境づくりを進めます。

ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と家庭の両立の必要性について、企業などへの理解促進に努めます。また、男女が共に仕事と家庭の両立ができ、地域活動を含めた余暇活動が充実するよう、セミナーや講座の開催による意識啓発を行っていくとともに、文化・スポーツ活動の振興を図ります。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
50	男女いきいき地域セミナーの開催 (再掲3(1) 96)	人権啓発推進課	区・自治会が男女共同参画に関するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。ライフスタイルの変化等に合わせた男女共同参画などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状	-
51	京たなべ男女共同参画週間事業 (再掲1(1) 1)	人権啓発推進課	毎年度、男女共同参画週間に、男女共同参画社会基本法の趣旨とともに、ワーク・ライフ・バランスやライフスタイルの変化等に合わせた男女共同参画について、市民の理解を深めるための啓発を行います。			
			指標	フォーラム参加者の満足度	現状	95.8%
52	男女共同参画推進のための講座の開催 (再掲1(2) 16)	人権啓発推進課	市民の男女共同参画への意識を高め、各家庭、職場、地域などにおいて男女共同参画がより一層推進されることをめざし、男女共同参画に関連する身近なテーマの講座を開催します。			
			指標	参加者の満足度	現状	97.9%

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
53	情報紙によるワーク・ライフ・バランスの啓発	人権啓発推進課	「女性交流支援ルームだより」や「男女共同参画推進員情報」を通じて、ワーク・ライフ・バランスに向けた情報提供を行います。
54	中央市民大学の開催	社会教育課	市民の生涯学習の機会として、中央公民館において連続講座を開催します。
55	多様な生涯学習講座の開催	社会教育課	中央公民館・住民センター等において市民の生涯学習のきっかけづくりとしてさまざまな講座を開催します。
56	「生涯学習だより」の発行	社会教育課	市民の生涯学習意欲向上のため、多くの情報を掲載し、より見やすく活用していただけるよう工夫をするとともに、PRに努めます。
57	○学習成果の発表会への参加促進	文化・スポーツ振興課	市民まつりを開催し、市民の学習成果の発表の場や機会を提供します。
58	スポーツ活動の奨励とスポーツに関する相談	文化・スポーツ振興課	トレーニングルームの利用において健康体力相談を実施します。
59	スポーツ教室・大会の開催	文化・スポーツ振興課	市民の健康増進、スポーツに親しむ機会を増やすため、スポーツ教室・大会を開催します。
60	京たなべ・同志社ヒューマンカレッジの開催	社会教育課	京田辺市と同志社大学が協力しながら公開講座等を通して市民の生涯学習を支援し、心豊かな自己と生き生きとした文化的な地域づくりを目指します。
61	市公募展の開催	文化・スポーツ振興課	本市の文化の発展に寄与することを目的として、芸術家の創作活動の振興を図るとともに、市民に鑑賞機会を提供します。

男性の家庭生活への参画促進

男性が参加できる各種教室や講座を開催するなど、男性自身の性別役割分担意識の見直しを図り、男女が家事や育児、家庭教育等を共に担う家庭づくりを推進します。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
62	男性の家庭生活向上講座の開催	人権啓発推進課	ワーク・ライフ・バランスを実現するため、男性の家事及び育児の学習機会を設けます。また、家庭生活での実践に結びつくよう企画内容を検討します。			
			指標	参加者への効果度	現状	100%
63	パパママセミナーの開催 (再掲4(3) 166)	子育て支援課	男性の参加を促すため、体験編を3回/年、歯科編を1回/年、土曜日に開催します。			
			指標	男性の受講率	現状	48.8%
					目標	50%

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
64	市男性職員の育児参加促進	職員課	男性職員の育児休業等経験者の体験談を紹介するなど、育児休業、特別休暇等について「キララアップ通信」等で啓発を行います。			
65	父子手帳の交付	子育て支援課	妊娠届出者全員に父子手帳を配付し、夫の子育てへの参加を促します。			
66	父親の地域交流参加促進	子育て支援課	地域子育て支援拠点施設において、子育て中の父親同士が交流する場や機会を設けます。			
67	消費生活講座への参加促進	産業振興課	男女問わず関心の持てるテーマを設定し、講座を実施します。若い世代も参加しやすいよう、講座のスタイルを工夫していきます。			

(3) 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護の支援

子育てや介護の負担が女性に集中することのないよう、多様なニーズに対応する各種サービスや子育て・介護に関する相談等が求められています。そのため、お互いに不安や悩みを語り合うことができるような交流の場や、子育てや介護に関する情報の提供、相談体制の充実など、地域全体で支援していくことが必要です。

地域において男性と女性がお互いに支え合い、協力し合いながら、家庭や地域で生じる様々な問題の解決に主体的に取り組めるよう、一人ひとりの異なる状態やニーズに合わせて各種サービスの質と量を確保していきます。

子育て支援

子育て世代のニーズを把握し、必要とする人が必要とするサービスを受けられるようサービスの充実を図ります。また、子育てにかかる不安や負担の解消に向けて、活動団体の育成やネットワーク化を図るとともに、セミナーの開催による交流の促進や相談機能の充実を図ります。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
68	保育サービスの充実	保育幼稚園課	子育て家庭の保育ニーズに合わせた多様な保育サービスの提供に努めます。また、市立幼保連携型認定こども園 ⁴¹ の整備など、保育サービスの充実を図ります。			
			指標	年度当初の待機児童数	現状	0人
69	一時的保育事業 ⁴²	保育幼稚園課	保育ニーズの増加・多様化に伴い、一時的保育事業の需要増加が見込まれることから、さらなる受け皿の拡大や運営方法の改善を行っていきます。			
			指標	実施箇所数	現状	6箇所
					目標	5箇所

⁴¹ 幼保連携型認定こども園

幼稚園の機能と保育所の機能の両方をあわせ持つ単一の施設で、小学校就学前の子どもの教育・保育、地域における子育て支援を一体的に提供する施設。

⁴² 一時的保育事業

保護者の就労等、その他保護者が子どもの面倒を見ることのできないときに、一日や時間単位で一時的に保護者に代わって子どもを預かるサービスのこと。

番号	取組	担当課名	取組の概要			
70	病児保育事業	保育幼稚園課	保護者が安心して就労ができるよう、集団保育のできない病児・病後児を預かります。			
			指標	利用者	現状	概ね希望者全員の受け入れ
71	乳児保育促進事業	保育幼稚園課	乳児を預ける必要のある保護者のニーズに対応していきます。			
			指標	利用者	現状	希望者全員の受け入れ
72	幼稚園預かり保育事業	保育幼稚園課	子育てを支援するため、通常の教育時間の前後等に園児の保育を行います。			
			指標	利用者数	現状	25,913人
73	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	子育ての援助を受けたい人を援助したい人が支えることで、地域での子育て世帯への支援に繋げます。			
			指標	会員登録者数	現状	677人
74	留守家庭児童会の運営	社会教育課	学校の放課後等に就労などで家庭に保護者がいない留守家庭の児童を保護し、その健全な育成を図ります。また、待機児童を出さないためにも民間事業所への委託や、施設整備、指導員体制の強化を図ります。			
			指標	待機児童数	現状	78人
					目標	0人

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
75	子育て支援拠点事業の推進	子育て支援課	地域における子育て親子の居場所を確保し、地域での子育てに関する総合的な支援を行います。
76	こども家庭センター ⁴³ における相談 (再掲4(1) 139、4(2) 153、4(2) 159)	子育て支援課	妊娠婦や子育て中の方およびおおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。
77	子育て支援医療費助成事業	子育て支援課	子育て支援施策の一環として、高校生の年齢までの子どもが医療機関を受診した際の保険診療に係る医療費負担を軽減します。
78	自立支援制度(療育サービス)の提供	子育て支援課	障がい等のある就学前の児童に対し、集団療育、日常生活における基本動作の指導を児童の発達上の課題に応じて実施します。
79	特別児童扶養手当の支給(国制度)	子育て支援課	障がいのある20歳未満の子どもを扶養している保護者への支援として、手当の支給を行います。
80	心身障害児童特別手当・特定心身障害等児童特別手当の支給	子育て支援課	18歳未満の障がいのある児童を養育し、その児童と共に本市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている場合に、その保護者に本市独自の手当の支給を行います。
81	育児サークル支援事業	子育て支援課	地域の育児サークルの活動を支援するため、サークルの事業へ地域子育て支援センター職員を派遣したり、サークル活動で必要な物品の貸し出しを行います。
82	育児サークルのネットワーク化の支援	子育て支援課	育児サークル代表者同士の交流を通して、サークル運営や内容の見直しの手がかりとし、今後のサークル活動の活性化、ネットワーク化を図ります。
83	子育て支援事業の支援	社会福祉課	各単位民生児童委員協議会 ⁴⁴ 主催により、親子で楽しめる場や相談の場を提供します。

⁴³ こども家庭センター

従来の子育て世代包括支援センターとこども家庭総合支援拠点が有してきた機能を引き継ぎ、妊娠婦・子育て世帯・こどもへの一体的な相談支援にあたる。

⁴⁴ 民生児童委員協議会

民生委員・児童委員を会員とする組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たす。月に1回以上の定例会を開催し、会員である民生委員・児童委員同士の連携を図るとともに、困難な課題を抱える世帯への支援の方法等についての検討を行っている。

番号	取組	担当課名	取組の概要
84	妊産婦への支援	子育て支援課	妊産婦を対象に、家事や育児に支援を要する家庭に対して訪問支援員を派遣する子育て世帯訪問支援事業や、助産師が家庭訪問して相談支援、実技指導などを行う産後ケア事業を行います。
85	家庭児童相談室における相談	子育て支援課	18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や関係機関等からの相談に応じ、助言・指導などを行います。
86	地域子育てセミナーの開催	社会教育課	家庭教育のあり方を見つめ直し、さまざまな年代に応じ子育てについて考える機会を提供するため、子育てを支援するセミナーを開催します。
87	地域の居場所づくり事業	社会教育課	地域コミュニティの活性化や放課後のこどもの居場所づくりのため、分館公民館で行う地域の居場所づくりを支援します。
88	地域子育て井戸端会議の開催	社会教育課	家庭教育のあり方を見つめ直し、さまざまな年代に応じ子育てについて考える機会を提供するため、子育てを支援するセミナーを開催します。
89	子育て相談の推進	社会福祉課	新生児訪問事業(赤ちゃん訪問事業)や子育てサロン、その他訪問により、民生児童委員・主任児童委員による子育て相談を行います。
90	事業所への男女共同参画に関する情報提供 (再掲2(1) 34、2(3) 94)	人権啓発推進課	事業所における男女共同参画の推進に役立つ情報(企業への補助制度等の周知・セミナーの開催援助等の周知)をホームページなどで提供します。

介護支援

介護が必要になった場合においても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、良質な介護サービスの提供を行うとともに、介護する家族の負担を軽減するための介護支援の充実に努めます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
91	家族介護支援事業	高齢者支援課	家族介護教室や介護者相互の交流会の実施により、介護者の介護負担軽減を図ります。			
			指標	交流会等 参加者数	現状	403人

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
92	認知症サポーター ⁴⁵ 養成事業	高齢者支援課	認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせる環境づくりを行います。			
93	訪問型サービスA従事者研修事業	高齢者支援課	高齢者の自宅で掃除や買い物などの生活支援を行う「訪問型サービスA」の業務に従事することができる人の養成研修を実施します。			
94	事業所への男女共同参画に関する情報提供 (再掲2(1) 34、2(3) 90)	人権啓発推進課	事業所における男女共同参画の推進に役立つ情報(企業への補助制度等の周知・セミナーの開催援助等の周知)をホームページなどで提供します。			

⁴⁵ 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人のこと。

基本目標3》共に支え合い活躍することができる地域の実現

(1) 男女が共に参画することによる地域活性化

近年、女性の社会進出が進みつつありますが、政策や方針決定過程への女性の参画は、まだ十分とは言えません。また、事業所や市民団体においても、経営陣や役職者等は、男性が占めている傾向がいまだ見受けられます。

男女が共にさまざまな分野に参画し、多様な主体が連携・協働することで地域の活性化にもつながります。市民一人ひとりの意識改革を図り、実践的な活動を行うことができるよう、意思決定過程への女性の参画を促進していくとともに、地域の課題解決や活動を担う人材の発掘・育成に力を入れていきます。

また、国の第6次男女共同参画基本計画(策定中)においても、重点分野の一つに「防災・復興における男女共同参画の推進」が位置づけられ、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組の推進などが掲げられていることを踏まえ、市でも取組を推進します。

政策・方針決定過程への女性の参画

審議会等における政策や方針決定過程の場において、さまざまな立場の人が意思を表明することで、誰もが暮らしやすい社会をつくることにつながることから、さまざまな組織で男女がバランスよく参画し、活躍できるよう啓発を進めます。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
95	審議会等における女性登用率の向上	人権啓発推進課	審議会等の登用率の向上に向けて、継続的な調査を行い、調査結果を踏まえた関係機関への働きかけを行います。			
			指標	女性委員の割合	現状	41.5%
96	男女いきいき地域セミナーの開催 (再掲2(2) 50)	人権啓発推進課	区・自治会が男女共同参画に関するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。ライフスタイルの変化等に合わせた男女共同参画などのテーマを加えます。			
			指標	参加者への効果度	現状	-
					目標	70%

番号	取組	担当課名	取組の概要			
			指標	参加者への効果度	現状	93.9%
97	男女いきいき実践セミナーの開催 (再掲2(1) 33)	人権啓発推進課			目標	70%

地域活動・市民活動の活性化

誰もが積極的に地域活動へ参画できる体制づくりを推進するため、各種団体の育成を図るとともに、団体同士での意見交換や交流ができるような仕組みづくりを推進します。

また、誰もが積極的にボランティア活動へ参画できるよう、ボランティアの養成を図るとともに、各種研修を実施し、団体の育成・充実を図ります。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
			指標	団体主催事業	現状	実施
98	女性交流支援ルーム情報 ボックス等利用団体の活動支援	人権啓発推進課			目標	実施
99	女性交流支援ルーム情報 ボックス等利用団体交流会の開催	人権啓発推進課			目標	実施
100	市民による主体的な地域課題解決の仕組みづくり	市民参画課			目標	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
101	市民活動講座の開催	市民参画課	市民活動の意義や活動を活性化するための方策などを学ぶ講座を開催します。
102	市民活動の活性化支援	市民参画課	市内で主体的に地域の活性化に寄与する活動を行う団体に対し、支援を行います。
103	ボランティア養成・団体・グループの育成、研修の充実	社会福祉課	社会福祉協議会におけるボランティアの調整、新登録者の育成の支援を行います。
104	ボランティア活動における男性の参画促進	社会福祉課	社会福祉協議会における男性ボランティア、若年ボランティアの登録の呼びかけを支援します。
105	生涯学習指導者の積極的な派遣	社会教育課	人材バンクへ登録していただいた指導者を地域活動や市民活動へ派遣します。
106	スポーツ団体・サークルの育成	文化・スポーツ振興課	京たなべ・同志社スポーツクラブ(K D S C) ⁴⁶ の活動を支援します。
107	住民センターの利用促進	市民参画課	余暇を楽しむため、市民が集まり交流を深めるとともに、社会参加のきっかけづくりとします。多様な地域住民が普段から気軽に集える場所を提供し、地域活動の参加を促します。
108	文化協会への支援	文化・スポーツ振興課	文化協会の活動に対する補助を行い、市民の文化活動活性化と文化振興を図ります。
109	N P O ⁴⁷ 法人京田辺市社会体育協会への支援	文化・スポーツ振興課	市民スポーツ活動の活性化を図るため、市民総合体育大会や地域スポーツ大会、駅伝大会などの開催にあたって支援を行います。
110	「やさしい日本語」研修会の開催	市民参画課	在住外国人への「やさしい日本語」による行政情報発信に取り組むため、市職員向け研修会を開催します。

⁴⁶ 京たなべ・同志社スポーツクラブ(K D S C)

京田辺市と同志社大学が連携し、地域活性化、地域住民のスポーツ振興、大学の地域貢献、学生教育などを目的として、平成20年(2008年)に発足した総合型地域スポーツクラブ。各種スポーツ教室の開催、スポーツサークルの運営などを行っている。

⁴⁷ N P O (Non-Profit Organization)

行政・企業とは別に教育、文化、医療、福祉、国際協力など、さまざまな社会的活動を行う非営利・非政府の民間組織のこと。

人材発掘とリーダーの育成

地域コミュニティや生涯学習活動等における固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画の視点で地域づくり等に参画する新しい人材の発掘や担い手（リーダー）の育成など、積極的に市民の主体的な参画を促進し、地域力の向上に努めます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
111	男女共同参画推進員の募集・支援 (再掲2(1) 31)	人権啓発推進課	事業所及び市民団体における男女共同参画を推進するため、事業所等に男女共同参画推進員の設置を進めるとともに、推進員を対象として研修及び情報提供を行います。			
			指標	推進員設置	現状	76箇所
					目標	100箇所

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要	
112	人材バンクへの登録の促進	社会教育課	生涯学習指導者となる人材を発掘し、登録を促進します。	
113	スポーツ指導者の養成・確保	文化・スポーツ振興課	地域リーダー研修会、スポーツリーダー研修会、ボランティア養成講習会の開催など、スポーツ指導者を養成・確保します。	

男女で共に取り組む防災

過去の災害対応において、被災者に対する物資の提供や避難所の運営等に関して、男女共同参画の視点からさまざまな問題が浮かび上がってきました。そのような問題が発生した要因の一つとして、事前の備えが十分でなかったことが挙げられています。

地域の暮らしの改善に直接つながる分野でありながら、これまで女性の参画が少なかつた防災分野への女性の参画を促進し、男女が共同して活力ある社会づくりを進めます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
114	防災啓発・訓練の実施	安心まちづくり室	男女共同参画の視点による防災啓発や訓練を実施します。			
			指標	実施	現状	1回／年
					目標	1回／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
115	自主防災組織 ⁴⁸ の育成	安心まちづくり室	男女共同参画の視点による自主防災組織の設置補助、育成を行います。			
116	男女共同参画の視点による備蓄品等の整備	安心まちづくり室	男性だけでなく女性の意見やニーズも取り入れた設備・備蓄品の整備を行います。			
117	女性消防吏員の確保	消防総務課	女性消防吏員採用に向け、施設環境の整備を図るとともに、広報PRに工夫していきます。			
118	女性消防団員の確保	消防総務課	消防団本部所属の女性消防団員と共に本団役員、事務局が一体となって入団促進活動を実施します。			

⁴⁸ 自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という考え方につけて、自主的に防災活動を行う組織のこと。地域(町内会・自治会・その他地域内の活動組織)単位で組織される。

(2) 誰もが社会参加できる環境

高齢化社会の到来に対応し、活力ある社会を築くためには、高齢者も主体的に活動し、男女が共に社会を担う一員として重要な役割を担えるよう支援して行くことが必要です。

すべての住民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、年齢や障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの異なる状態やニーズに合わせた各種支援を行います。

また、近年離婚件数の増加により、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭では、経済的な不安を抱えるなど、支援が必要な家庭は少なくありません。自立に向けた支援として、親の就労に向けた技能習得のための教育訓練を優先的に進めるとともに、医療費や教育費等に関する利用可能な支援制度についての情報提供を行うなど、それぞれの家庭の状況に応じた生活の安定と自立を支援しています。

高齢者・障がいのある人の社会参加支援

性別にかかわりなく高齢者や障がいのある人がその意欲や能力に応じて地域社会に参画し、いきいきと生活ができるよう環境整備を図ります。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
119	高齢者いきいきポイント事業	高齢者支援課	高齢者にボランティア活動の場を提供することにより社会参加の機会を広げるとともに、生きがいづくりの支援をします。			
			指標	登録者数	現状	338人
					目標	350人

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要	
120	老人クラブ活動の支援	高齢者支援課	老人クラブが活動するための必要な支援を行います。	
121	シルバー人材センターの支援	高齢者支援課	シルバー人材センターが活動するため必要な支援を行います。	
122	高齢者スポーツ活動の支援	文化・スポーツ振興課	ゲートボール、タナベースボール ⁴⁹ などの高齢者スポーツ活動を支援します。	

⁴⁹ タナベースボール

平成2年（1990年）4月に京田辺市体育指導委員が生み出した本市発祥のニュースポーツ。

番号	取組	担当課名	取組の概要
123	高齢者の身近な居場所づくり支援事業	高齢者支援課	高齢者が住み慣れた地域で支え合い、心豊かで生きがいを持ち、安全で快適に暮らすことができる地域づくりを推進します。
124	障害者生活支援センター「ふらっと」における男女の相談員配置	障がい福祉課	障がいのある人が地域で自立した社会生活が営めるよう相談支援を行うにあたり、男女の相談員を配置します。
125	男女の障害者相談員の配置	障がい福祉課	障がいのある人やその家族の相談に応じ、必要な援助を行う男女の障害者相談員を配置します。

ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭に対し、相談を実施することで不安の軽減を図り、自立に必要な情報提供・支援を行います。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
			指標	母子・父子自立支援員による相談支援	現状	実施
126	ひとり親への情報提供・相談支援	子育て支援課		ひとり親に関する制度を案内するとともに、関係機関と連携し、ひとり親からの相談に応じます。		

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
127	ひとり親家庭交流会への支援	子育て支援課	母子会や社会福祉協議会が実施するひとり親家庭交流会への支援を行います。
128	母子会活動の支援	子育て支援課	母子会が実施する事業へ職員を派遣するとともに、市と共に「新入学児童を祝い励ます会」を実施します。
129	児童扶養手当の支給	子育て支援課	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進のため、手当の支給を行います。
130	特別児童福祉手当の支給	子育て支援課	ひとり親家庭で中学生以下の児童を養育し、その児童と共に本市の住民基本台帳に引き続き1年以上登録されている場合に、その保護者に本市独自の手当の支給を行います。
131	福祉医療(ひとり親)費助成事業	国保医療課	広報紙を通じて制度案内を継続して行うほか、福祉医療が的確に受給できるようにするため、児童扶養手当担当課と緊密に連携していきます。

基本目標4 ▶ 安全・安心で健やかな暮らしの実現

(1) あらゆる暴力の防止（配偶者暴力防止基本計画）

暴力は、性別や年齢、加害者と被害者の対象を問わず、決して許されるものではありませんが、特にDVやハラスメントなどの暴力は潜在化しがちであり、これまで個人的問題として捉えられがちでした。

人権擁護という観点からも、男女間の暴力や児童、高齢者、障がいのある人などへの虐待等、あらゆる暴力の予防と根絶の基盤づくりを進めるとともに、暴力の形態に応じた幅広い被害者支援に向けた取組を行います。

また、被害の拡大を防ぐため、暴力等を受けた人がいつでも安心して相談ができる相談機関の周知徹底を行うとともに、相談・支援に携わる職員のスキルアップなど相談体制を充実し、緊急一時保護施設との連携を図るなど、被害を受けた人のその後の生活も確保できるよう、暴力根絶のためのネットワークの整備を図ります。

DV等防止のための啓発

暴力は許されない犯罪であるという認識を持ち、加害者にも被害者にもならないよう、さまざまな機会を通じて意識啓発を行います。また、若年層への教育、啓発にも努めます。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
			指標	啓発事業参加者の理解度	現状	97%
132	デートDV防止のための教育・啓発事業	人権啓発推進課	若い世代を対象とした交際相手からの暴力防止のため、高校生や大学生を対象とした啓発事業を行います。			
133	女性に対する暴力をなくす運動週間 ⁵⁰ 事業	人権啓発推進課	田辺警察署と連携し、さまざまな暴力への理解を深め、暴力に対する意識啓発（街頭啓発、講演会等）を実施します。	指標	講演会参加者の理解度	現状 100% 目標 85%

⁵⁰ 女性に対する暴力をなくす運動週間

内閣府では、毎年11月12日から女性に対する暴力撤廃国際日である25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間と定め、国や地方公共団体、関係機関、市民活動団体などが連携して、女性に対する暴力を根絶するための取組を全国的に行っている。

番号	取組	担当課名	取組の概要			
			指標	実施	現状	実施
134	子どもへの虐待防止事業	子育て支援課	児童向けにSOSカードの配布を行うとともに、幼稚園、保育所、小中学校と連携を図ります。また、児童虐待防止推進月間 ⁵¹ において、啓発活動を重点的に行います。			
			目標	実施	目標	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
指標	実施	現状	実施			
135	女性に対する暴力防止職員研修	人権啓発推進課	女性に対する暴力の問題を抱える市民を支援するための知識や方法の習得及び良好な職場環境を保つための知識の習得を目的に実施します。			
			目標	実施	目標	実施
136	民生委員・児童委員等関係団体に対する研修	社会福祉課	京都府や関係機関開催の研修に参加し、DV等への対応や理解を深めます。			
			目標	実施	目標	実施

相談体制の充実と被害者保護の推進

被害の拡大を防ぐため、暴力等を受けた人が速やかに相談し、早期発見・早期解決につなげられるよう、庁内の関係課や警察等の関係機関、地域住民などと連携しながら、相談窓口の充実や被害者への支援を行います。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
指標	実施	現状	実施			
137	女性の相談室 (再掲4(1) 146、 4(2) 152)	人権啓発推進課	女性のための相談(専門相談、法律相談、一般相談)を実施し、女性が生きていく中でのさまざまな悩みを聴き、共に考え、次の一步を踏み出すための支援をします。専門相談においては、定期相談に加え、午前相談、夜間相談を行い、相談の機会の充実を図ります。			
			目標	実施	目標	実施

⁵¹ 児童虐待防止推進月間

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために、集中的な広報・啓発活動を実施している。

番号	取組	担当課名	取組の概要			
138	DV等相談関係機関との連携 (再掲4(2) 158)	人権啓発推進課	DV等相談に係る関係機関及び府内関係課担当者の会議を開催し、相互の連携協力をさらに強化します。 個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処できる仕組みを構築します。			
			指標	会議開催回数	現状	2回／年
139	こども家庭センターにおける相談 (再掲2(3) 76、 4(2) 153、4(2) 159)	子育て支援課	妊娠婦や子育て中の方およびおおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。			
			指標	実施	現状	実施
140	男性のための相談	人権啓発推進課	男性のさまざまな悩みを解消するためには、男性のための電話相談を実施します。			
			指標	相談回数	現状	4回／年
					目標	4回／年

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要		
141	相談の広域連携 (再掲4(2) 161)	人権啓発推進課	相談の広域連携のため、京都府南部7市男女共同参画担当職員研究会と京阪奈D V被害者支援連絡会に出席し、情報交換等連携を深めます。		
142	府内相談窓口担当者会議の開催 (再掲4(2) 162)	人権啓発推進課	府内相談窓口担当者会議として関係課と情報交換やケース検討を行い、連携を深めます。		
143	近隣市の相談窓口相互利用 (再掲4(2) 163)	人権啓発推進課	京都府南部7市及び京阪奈北近隣6市の女性相談窓口の相互利用を促進します。		
144	相談窓口の周知 (再掲4(2) 155)	人権啓発推進課 子育て支援課	相談や支援を求めることができることをS N Sによる情報発信や広報紙、相談カード等により周知を図ります。		
145	各種専門研修や会議への参加	人権啓発推進課 子育て支援課	相談・支援に携わる職員のスキルアップを図ります。		

ハラスメントの防止

あらゆる場面におけるハラスメント（嫌がらせ）の問題を根絶するための基盤整備を行うとともに、相談しやすい体制づくりに努め、必要に応じて関係機関と密接な連携協力を図っていきます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
146	女性の相談室 (再掲4(1) 137、 4(2) 152)	人権啓発推進課	女性のための相談(専門相談、法律相談、一般相談)を実施し、女性が生きていく中でのさまざまな悩みを聞き、共に考え、次の一步を踏み出すための支援をします。専門相談においては、定期相談に加え、午前相談、夜間相談を行い、相談の機会の充実を図ります。			
			指標	実施	現状	実施
			目標		目標	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要	
147	なやみごと相談	人権啓発推進課	人権擁護委員 ⁵² ・行政相談委員 ⁵³ によるなやみごと相談を実施します。	
148	ハラスメントに関する情報提供	人権啓発推進課	あらゆるハラスメント防止のため、情報スペースにおいて関係図書、チラシを配架し、情報を提供します。 また、ハラスメントの防止に関して市内事業所への周知・啓発に努めます。	
149	ハラスメント防止・服務公務員倫理研修	職員課	市職員として、ハラスメントや公務員倫理に対する正しい認識を持つとともに、ハラスメントや不正を生まない職場づくりのための必要な能力を身につけます。	
150	ハラスメント苦情相談員のスキルアップ	職員課	ハラスメント苦情相談員が適切な対応を取り、働きやすい職場環境にするために、相談員のスキルアップとなる研修を実施します。	

⁵² 人権擁護委員

人権擁護委員法に基づき、人権相談を受けて問題解決のサポートを行ったり人権の考えを広めたりする活動を行う法務大臣が委嘱する民間の方々のこと。

⁵³ 行政相談委員

行政相談委員法に基づき、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付け、その解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行う総務大臣が委嘱する民間の方々のこと。

(2) 困難な問題を抱える女性への支援 (困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画)

女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、複雑化しています。そのため、困難な問題を抱える女性の意思を尊重しながら、抱えている問題及び背景、心身の状況等により、日常生活または社会生活を営む上でそれぞれの困っていることに対して相談・支援窓口を充実することが重要となります。

困難な問題を抱える女性が、安心して暮らせるよう関係機関や各課と連携しながら、包括的な支援体制の整備を進めていきます。

また、気軽に相談できる居場所や支援窓口の周知に努め、民間団体とも協働し、女性支援の充実を図ります。

居場所の提供・相談支援の充実

女性が安心して立ち寄れる居場所や相談窓口を整備し、日常生活や子育て、仕事、家庭内の悩みなど多様な相談に対応します。また、高齢や障がい、生活困窮などの各分野の関係機関が連携した重層的支援体制を整備し、必要な支援を円滑に提供できる環境を構築します。

【重点取組】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
			指標	実施	現状	実施
151	女性交流支援ルームポケットひろばの開催	人権啓発推進課	女性が気軽に立ち寄れる居場所や女性同士が交流できる場を提供します。			
			目標	実施	目標	実施
152	女性の相談室 (再掲4(1) 137、 4(1) 146)	人権啓発推進課	女性のための相談(専門相談、法律相談、一般相談)を実施し、女性が生きていいく中でのさまざまな悩みを聴き、共に考え、次の一步を踏み出すための支援をします。専門相談においては、定期相談に加え、午前相談、夜間相談を行い、相談の機会の充実を図ります。			
			目標	実施	目標	実施

番号	取組	担当課名	取組の概要			
			指標	実施	現状	実施
153	こども家庭センターにおける相談 (再掲2(3) 76、4(1) 139、4(2) 159)	子育て支援課	妊産婦や子育て中の方およびおおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。			
			目標	実施	現状	実施
154	重層的支援体制整備事業 (再掲4(2) 160)	社会福祉課	高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各福祉分野関係機関が連携し、重層的な支援体制の仕組みを作ります。			
			目標	実施	現状	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
			指標	実施	現状	実施
155	相談窓口の周知 (再掲4(1) 144)	人権啓発推進課 子育て支援課			相談や支援を求めることができるこ	とをSNSによる情報発信や広報紙、相
156	女性のための相談に関する会議や専門研修への参加	人権啓発推進課 子育て支援課			談カード等により周知を図ります。	女性に対する相談・支援に携わる職員のスキルアップを図ります。

関係機関等との連携

困難な問題を抱える女性への相談や支援において、庁内関係課や福祉・医療・教育機関、民間団体などの関係機関と密に連携し、情報共有やケース検討を行います。広域連携や相互利用も活用し、必要な支援を迅速かつ適切に提供できる体制を整えます。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
157	各相談担当課・関係機関等との連携	人権啓発推進課	困難な問題を抱える女性のための相談に係る庁内関係課担当者及び関係機関等と連携し、対応します。			
			指標	実施	現状	実施
158	DV等相談関係機関との連携 (再掲4(1) 138)	人権啓発推進課	DV等相談に係る関係機関及び庁内関係課担当者の会議を開催し、相互の連携協力をさらに強化します。 個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処できる仕組みを構築します。			
			指標	会議開催回数	現状	2回／年
159	こども家庭センターにおける相談 (再掲2(3) 76、4(1) 139、4(2) 153)	子育て支援課	妊娠婦や子育て中の方およびおおむね18歳までの児童からの相談に応じ、助言・支援などを行います。			
			指標	実施	現状	実施
160	重層的支援体制整備事業 (再掲4(2) 154)	社会福祉課	高齢、障がい、子育て、生活困窮などの各福祉分野関係機関が連携し、重層的な支援体制の仕組みを作ります。			
			指標	実施	現状	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
161	相談の広域連携 (再掲4(1) 141)	人権啓発推進課	相談の広域連携のため、京都府南部7市男女共同参画担当職員研究会と京阪奈DV被害者支援連絡会に出席し、情報交換等連携を深めます。

番号	取組	担当課名	取組の概要
162	庁内相談窓口担当者会議の開催 (再掲4(1) 142)	人権啓発推進課	庁内相談窓口担当者会議として関係課と情報交換やケース検討を行い、連携を深めます。
163	近隣市の相談窓口相互利用 (再掲4(1) 143)	人権啓発推進課	京都府南部7市及び京阪奈北近隣6市での女性相談窓口の相互利用を促進します。

(3) 生涯を通じた心身の健康

生活様式の多様化や高齢者社会の進展など、社会環境の変化は住民の健康にも急激な変化をもたらしています。生涯にわたって健康で快適な生活を送ることは、誰もが望むことであり、そのためには住民一人ひとりが自らの心身の状態を理解し、健康保持や増進に向けて積極的に取り組んで行かなければなりません。

一人ひとりが心身の健康について的確な知識や情報を身につけ、自らの健康を維持することができるよう、ライフステージに応じた健康づくりを支援するとともに、健診や相談体制を整備していきます。

妊娠・出産期の健康支援

女性が自らの心と身体の健康管理を行い、妊娠や出産に関して自ら主体的に判断できるよう、また男性にとってもパートナーの妊娠や出産について考えるための機会となるよう、検診やセミナーの開催により情報を提供します。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
164	妊産婦の健康診査の充実	子育て支援課	1回の妊娠につき基本健診14回分と各種血液検査等、併せて産婦健診2回分を公費助成します。 対象者全員へ受診券を発行し、妊産婦健診の受診を促します。		現状	実施
			目標	実施	目標	実施
165	妊婦歯科健診の充実	子育て支援課	1回の妊娠につき1回、歯科検診を公費助成します。 対象者全員へ受診券を発行し、妊婦歯科健診の受診を促します。		現状	実施
			目標	実施	目標	実施

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
166	パパママセミナーの開催 (再掲2(2) 63)	子育て支援課	男性の参加を促すため、体験編を3回／年、歯科編を1回／年、土曜日に開催します。

番号	取組	担当課名	取組の概要
167	母子健康管理指導事項連絡カードの配布と情報提供	子育て支援課	働く妊産婦が主治医から受けた指導事項の内容を勤務先に的確に伝えられるよう、母子手帳発行時に対象者全員に配布します。

ライフステージに応じた健康づくり

ライフステージに応じて、自らの健康を適切に管理できるよう、各種相談や健康教育を進めるとともに、健康維持・増進に向けた健康づくり事業を推進します。

【 重点取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要			
168	健康相談・訪問指導	健康推進課	一般健康相談、こころの健康相談、各種健康教室時の健康相談、訪問など保健指導を充実します。			
			指標	健康相談	現状	44回
169	健康教育の推進	健康推進課	健美セミナー(30歳代)、楽歩塾、地域への健康教室、がん検診などでの健康教室を充実します。			
			指標	実施回数	現状	28回
170	○健幸パスポート事業	健康推進課	住民が主体的に健康づくり事業を知り、参加することで、自分自身の健康についての意識を高めることを目指します。			
			指標	応募者数	現状	410人
					目標	500人 (応募率 0.7%)

【 関連する取組 】

番号	取組	担当課名	取組の概要
171	母子保健事業の推進	子育て支援課	児童の健やかな発達を促し、育児をする家庭をサポートします。
172	健(検)診事業	健康推進課	健康診査(16歳から39歳までの男女・生活保護世帯)・肝炎ウイルス検診・歯周疾患検診などの健(検)診を推進します。

番号	取組	担当課名	取組の概要
173	がん検診事業	健康推進課	がんの死亡率を減少させることを目的として、がん予防及び早期発見の推進を図ります。
174	テクテクたなウォークの開催	健康推進課	健康づくりのきっかけにしてもらえるよう、ウォーキングイベントを実施します。
175	国保保健事業	国保医療課	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し健診結果を基に保健指導を行い、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防に努めます。
176	後期高齢者保健事業	国保医療課	生活習慣病を早期に発見し、健康寿命の延伸につなげます。
177	HIV / エイズ ⁵⁴ について児童・生徒への教育の推進	こども・学校サポート室	各校の性に関する教育の指導計画に基づき保健の授業で実施します。
178	HIV / エイズ、薬物乱用等の意識啓発	健康推進課	保健所など関係機関と連携し、庁内掲示及びホームページや広報による意識啓発を実施します。
179	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	健康推進課 国保医療課 高齢者支援課	地域への健康教室や、訪問による保健指導を実施し、健康寿命の延伸を図ります。

⁵⁴ HIV / エイズ (Human immunodeficiency virus / acquired immune-deficiency syndrome)
HIVウイルスに感染し、発病するとAIDS（後天性免疫不全症候群）という慢性難治性疾患になること。

第5章 計画の効果的な推進に向けて

1

》計画の周知

男女共同参画の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組や協力が重要となります。

そのため、より多くの市民に周知が図れるよう、本計画を広報紙や市のホームページなどの媒体やあらゆる機会を通じて積極的に周知します。

また、男女共同参画に関する情報提供を積極的に行い、市民及び事業者の理解を深め、主体的な取組を支援します。

2

》市民や関係機関との連携・協力

(1) 男女共同参画審議会での審議

計画の推進にあたって、市民の意見を反映させるため、学識経験者、各種関係団体の代表者、教育・企業関係者及び公募市民で構成される「京田辺市男女共同参画審議会」を設置し、本計画の進捗状況を点検・評価し、計画推進に関する重要事項の調査審議を行っています。

また、市が実施する男女共同参画施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情及び意見への対応にあたって、必要があるときは、「京田辺市男女共同参画審議会」の意見を聴きます。

(2) 市民や事業所・市民団体との連携

行政だけでなく、広く市内全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、市民や地域の市民団体及び事業所とのパートナーシップを確立し、男女共同参画に関する意識の向上とそれぞの主体的な取組の促進を図ります。

市は、事業所及び市民団体に対し、それぞれの活動における男女共同参画を推進するため、啓発その他の活動を中心となって取り組む「京田辺市男女共同参画推進員」の設置を促進し、推進体制を充実していきます。

なお、「京田辺市男女共同参画推進員」の設置について報告があったときは、当該推進員に対し、男女共同参画をより効果的に推進できるよう、情報の提供、研修の実施などの支援をします。

また、男女の自立と共同参画を推進する市民活動をはじめ、市民の多様な自主的活動への支援に努めます。

(3) 女性交流支援ルームの運営

男女共同参画社会の実現に資する施設である「京田辺市女性交流支援ルーム」では、男女共同参画に係る市民団体の交流支援、情報提供体制の整備、女性の相談室の充実などを進めています。

また、現在本市では、中核的拠点である JR 京田辺駅・近鉄新田辺駅周辺で、文化振興や行政サービス機能を併せ持つ複合型公共施設の整備に向けた取組を進めていることから、男女共同参画を推進する活動拠点としての機能強化が図れるよう検討を進めます。

3 ➤ 総合調整機能の充実

本計画に基づいて、男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、「京田辺市男女共同参画推進会議」を定期的に開催し、庁内の広範多岐にわたる関連施策の総合調整や進行管理を行います。

また、庁内各部署との連携強化を図り、全庁的な取組を推進します。

4 ➤ 施策の進行管理・評価

計画の進捗状況を点検・評価するため、年度ごとに施策の実施状況について取りまとめ、「京田辺市男女共同参画推進会議」及び「京田辺市男女共同参画審議会」において、課題の整理・検討を行い、その結果を市民に公表します。